

システム障害時における暫定取扱要領

【民 間 利 用 者 用】

長崎税関総務部
システム企画調整官

平成23年10月

システム障害時における暫定取扱要領

(民間利用者用)

目次

第1章 総括事項

1. 税関手続の書面切替時期・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 書面に切り替えた場合の事務処理及びNACCSでの後処理登録・・・・・・・・	1
3. 税関システムにシステム障害が発生した場合の取扱い・・・・・・・・	2

第2章 共通関係

1. 「時間外執務要請届」業務（OSA）が未登録の場合・・・・・・・・	2
2. 「時間外執務要請届」業務（OSA）が登録済みの場合・・・・・・・・	2
3. 「時間外執務要請延長届」業務（OSE）が登録済みの場合・・・・・・・・	3
4. 「添付ファイル登録」業務（MSB）が未登録の場合・・・・・・・・	3
5. 「添付ファイル登録」業務（MSB）が登録済みの場合・・・・・・・・	3
6. 「汎用申請」業務（HYS）が未登録の場合・・・・・・・・	3
7. 汎用申請控情報が未配信の場合・・・・・・・・	3
8. 汎用申請の許可・承認等通知情報が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）・・・・・・・・	3
9. 汎用申請の許可・承認等通知情報が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）・・・・・・・・	3
10. 「汎用申請手数料納付申請」業務（RPC）が未登録の場合・・・・・・・・	4
11. 汎用申請手数料納付申請控情報が未配信の場合・・・・・・・・	4
12. 汎用申請手数料納付申請の納付番号通知情報（手数料）が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）・・・・・・・・	4
13. 汎用申請手数料納付申請の納付番号通知情報（手数料）が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）・・・・・・・・	4
14. 汎用申請手数料が納付済み（MPN納付済みの場合）で、許可・承認等通知情報が未配信の場合・・・・・・・・	4

第3章 海上関係

第1節 監視関係・・・・・・・・	4
1. 旅客又は乗組員に関する事前報告業務（VPX・VPT）が未登録の場合・・・・・・・・	4
2. 積荷目録に関する事前報告業務（MFR・DMF）が未登録の場合・・・・・・・・	5
3. 「入港届（転錨届）」業務（VIX・VIT）が未登録の場合・・・・・・・・	5
4. 「入港届（転錨届）」業務（VIX・VIT）が登録済みで、入港届（転錨届）提出情報	

が未配信の場合	5
5. 「とん税等納付申告」業務（TPC）が未登録の場合	6
6. 「とん税等納付申告」業務（TPC）が登録済みで、とん税等納付申告控情報及び納付書又は納付番号通知情報が未配信の場合（直納方式又はMPN納付の場合）	6
7. とん税等納付申告控情報及び納付書又は納付番号通知情報が配信済みで、納付手続が行われていない場合（直納方式又はMPN納付の場合）	6
8. 「とん税等納付申告」業務（TPC）が登録済みで、納付処理が行われていない場合（口座振替方式又はリアルタイム口座の場合）	6
9. とん税等が納付済みで、「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が未登録の場合	6
10. 「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が登録済みで、出港許可（転錨届受理）通知情報が未配信の場合	7
11. 「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が登録済みで、出港許可（転錨届受理）通知情報が未配信の場合（次港が不開港で許可保留の場合）	7
12. 「不開港出入許可申請」業務（CPC）が未登録の場合	7
13. 「不開港出入許可申請」業務（CPC）が登録済みで、不開港出入許可申請控情報が未配信の場合	7
14. 「不開港出入許可申請」業務（CPC）が登録済みで、不開港出入許可手数料が未納の場合	8
15. 「不開港出入許可申請」業務（CPC）が登録済みで、不開港出入許可手数料がMPN納付済みの場合	8
16. 「船舶・航空機資格変更届」業務（KPC01）が未登録の場合	8
17. 船舶資格変更届控が未配信の場合	8
18. 船舶資格証書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	8
19. 船舶資格証書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）	9
20. 「内国貨物運送申告」業務（DCC）が未登録の場合	9
21. 内国貨物運送申告控情報が未配信の場合（書類審査扱い）	9
22. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）	9
23. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	9
24. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	10
25. 「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請」業務（APA）が未登録の場合	10
26. 指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控が未配信の場合	10
27. 指定地外／船陸／船舶間交通許可通知書が未配信力の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	10

28. 指定地外／船陸／船舶間交通許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）	10
29. 時間外貨物積卸届の取扱い	11
第2節 保税関係	11
1. 「保税運送申告」業務（OLC）が未登録の場合（包括保税運送承認に係る個別運送又は特定保税運送が未登録の場合を含む。）	11
2. 保税運送申告控が未配信の場合（書類審査扱い）	11
3. 保税運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）（包括保税運送承認に係る個別運送又は特定保税運送が登録済みの場合を含む。）	12
4. 保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	12
5. 保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	13
6. 保税運送承認通知書、個別運送受付情報又は特定保税運送受付情報が配信済みで、発送地の保税地域における「搬出確認登録」業務（BOA・CYO）が未登録の場合	13
7. 発送地の保税地域における「搬出確認登録」業務（BOA・CYO）が登録済みで、到着地の保税地域における「搬入確認登録」業務（BIA・CYA）が未登録の場合	13
8. 「見本持出許可申請」業務（MHA）が未登録の場合	13
9. 見本持出許可申請控情報が未配信の場合（書類審査扱い）	14
10. 見本持出許可通知情報が未配信の場合（簡易審査扱い）	14
11. 見本持出許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	14
12. 見本持出許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	14
13. 「貨物取扱許可申請」業務（CHD）が未登録の場合	15
14. 貨物取扱許可申請控情報が未配信の場合（書類審査扱い）	15
15. 貨物取扱許可通知情報が未配信の場合（簡易審査扱い）	15
16. 貨物取扱許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	15
17. 貨物取扱許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	15
18. 「卸コンテナ情報登録（提出）」業務（DCL02）が未登録の場合	16
19. 「船卸確認登録（一括・個別）」業務（PKI・PKK）で、卸コンテナリストの提出が未登録の場合	16
20. 「船積情報登録（積コンテナリスト提出処理）」業務（CLR）が未登録の場合	16
21. 貨物の搬出入手続処理	16

第3節 輸入申告関係	17
1. システム障害発生中の提出書類	18
2. 「輸入申告事項登録」業務（IDA）が未登録の場合	18
3. 「輸入申告事項登録」業務（IDA）が登録済みで、「輸入申告」業務（IDC）が未登録の場合	18
4. 「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	19
5. 輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）	19
6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合（予備申告を行っていない場合）	19
7. 予備申告後の本申告が未登録の場合	20
8. 予備申告後で搬入時・開庁時・貨物到着即時・積荷目録事前報告時申告自動起動の旨が登録済みの場合	20
9. 輸入（引取）許可後、特例申告業務が未登録の場合	21
10. 輸入許可前貨物引取承認申請の場合	21
第4節 輸出申告関係	22
1. システム障害発生中の提出書類	22
2. 「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合	22
3. 「輸出申告事項登録」業務（EDA）が登録済みで、「輸出申告」業務（EDC）が未登録の場合	22
4. 「輸出申告」業務（EDC）が登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	23
5. 輸出許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）	23
6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合	23
7. 輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合	23
8. 輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「輸出申告変更（官署変更）」業務（EDY）が未登録の場合	24
9. 「輸出申告変更（官署変更）」業務（EDY）が登録済みで、「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合	24
10. 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（EAA）が未登録の場合	24
11. 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（EAA）が登録済みで、輸出許可内容変更申請業務（EAC）が未登録の場合	24
12. 「輸出許可内容変更申請」業務（EAC）が登録済みで、輸出許可内容変更申請控が未配信の場合（書類審査扱い）	24

13. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）	25
14. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	25
15. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	25
第5節 別送品輸出申告関係	25
1. システム障害発生中の提出書類	25
2. 「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が未登録の場合	26
3. 「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が登録済みで、「別送品輸出申告」業務（UEC）が未登録の場合	26
4. 「別送品輸出申告」業務（UEC）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	26
5. 別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）	27
6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合	27
7. 別送品輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合	27
8. 別送品輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「別送品輸出申告変更（官署変更）」業務（UEY）が未登録の場合	27
9. 「別送品輸出申告変更（官署変更）」業務（UEY）が登録済みで、「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が未登録の場合	27
10. 「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（UAA）が未登録の場合	28
11. 「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（UAA）が登録済みで、「輸出許可内容変更申請」業務（UAC）が未登録の場合	28
12. 「別送品輸出許可内容変更申請」業務（UAC）が登録済みで、別送品輸出許可内容変更申請控が未配信の場合（書類審査扱い）	28
13. 別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）	28
14. 別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	29
15. 別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	29
第6節 他所蔵置関係	29
1. 「他所蔵置許可申請」業務（TYC）が未登録の場合	29
2. 「他所蔵置許可申請」業務（TYC）が登録済みで税関での審査終了が未登録の場合	29
3. 「他所蔵置許可申請」業務（TYC）が登録済みで税関での審査終了が登録済みの場合（他所蔵置許可通知情報が未配信の場合）	30
4. 「他所蔵置許可申請」業務（TYC）が登録済みで、他所蔵置許可期間を経過した場	

合	30
第7節 本船・ふ中扱い承認申請関係	30
1. 「本船・ふ中扱い承認申請」業務（HFC）が未登録の場合	30
2. 本船・ふ中扱い承認申請控が未配信の場合（書類審査扱い）	30
3. 本船・ふ中扱い承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）	30
4. 本船・ふ中扱い承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	31
5. 本船・ふ中扱い承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	31
第8節 指定地外貨物検査許可申請関係	31
1. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（AEC）が未登録の場合	31
2. 指定地外貨物検査許可申請控情報が未配信の場合	31
3. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（AEC）が登録済みで、指定地外貨物検査許可手数料が未納の場合	32
4. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（AEC）が登録済みで、指定地外貨物検査許可手数料がMPN納付済みの場合	32

第4章 航空関係

第1節 監視関係	32
1. 「旅客又は乗組員に関する事前報告」業務（PLR01・NLR01）が未登録の場合	32
2. 「積荷目録事前報告」業務（ADM01）が未登録の場合	32
3. 「入港届」業務（GIR01）が未登録の場合	33
4. 「入港届」業務（GIR01）が登録済みで、入港届受理通知情報が未配信の場合	33
5. 「出港届」業務（GOR01）が未登録の場合	33
6. 「出港届」業務（GOR01）が登録済みで、出港許可通知書が未配信の場合	33
7. 「船舶・航空機資格変更届」業務（KPC01）が未登録の場合	33
8. 航空機資格変更届控が未配信の場合	34
9. 航空機資格証書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	34
10. 航空機資格証書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）	34
11. 「内国貨物運送承認申請」業務（DCC）が未登録の場合	34
12. 内国貨物運送申告控情報が未配信の場合（書類審査扱い）	34
13. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）	34
14. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	35

15. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	35
16. 「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請」業務（APA）が未登録の場合	35
17. 指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控が未配信の場合	35
18. 指定地外／船陸／船舶間交通許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	35
19. 指定地外／船陸／船舶間交通許可通知情報が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）	36
20. 時間外貨物積卸届の取扱い	36
第2節 保税関係	36
1. 「保税運送申告」業務（GOL01・OLT01）が未登録の場合（包括保税運送承認に係る個別運送又は特定保税運送が未登録の場合を含む。）	36
2. 保税運送申告控が未配信の場合（書類審査扱い）	37
3. 保税運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）（包括保税運送承認に係る個別運送又は特定保税運送が登録済みの場合を含む。）	37
4. 保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	38
5. 保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	38
6. 保税運送承認通知書、個別運送受付情報又は特定保税運送受付情報が配信済みで、発送地の保税地域における「搬出確認登録」業務（OUT）が未登録の場合	38
7. 発送地の保税地域における「搬出確認登録」業務（OUT）が登録済みで、到着地の保税地域における「搬入確認登録」業務（BIN01）が未登録の場合	38
8. 「見本持出許可申請」業務（MMA）が未登録の場合	39
9. 見本持出許可申請控が未配信の場合（書類審査扱い）	39
10. 見本持出許可通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）	39
11. 見本持出許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	39
12. 見本持出許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	39
13. 「貨物取扱許可申請」業務（AHD）が未登録の場合	40
14. 貨物取扱許可申請控が未配信の場合（書類審査扱い）	40
15. 貨物取扱許可通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）	40
16. 貨物取扱許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	40
17. 貨物取扱許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	40

合)	40
18. 貨物の搬出入手続処理	41
第3節 輸入申告関係	41
1. システム障害発生中の提出書類	42
2. 「輸入申告事項登録」業務（IDA）が未登録の場合	42
3. 「輸入申告事項登録」業務（IDA）が登録済みで、「輸入申告」業務（IDC）が未登録の場合	42
4. 「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	43
5. 輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）	43
6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合（予備申告を行っていない場合）	44
7. 予備申告後の本申告が未登録の場合	44
8. 予備申告後で搬入時・開庁時・貨物到着即時・積荷目録事前報告時申告自動起動の旨が登録済みの場合	45
9. 輸入（引取）許可後、特例申告業務が未登録の場合	45
10. 輸入許可前貨物引取承認申請の場合	46
第4節 輸入マニフェスト申告関係	46
1. システム障害発生中の提出書類	46
2. 「輸入マニフェスト通関申告」業務（MIC）が未登録の場合	46
3. 「輸入マニフェスト通関申告」業務（MIC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	46
4. 輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱いの申告に係る輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）が未配信の場合を含む。）（税関での審査終了が登録済みの場合）	47
5. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合	47
6. 予備申告後の本申告が未登録の場合	47
第5 輸出申告関係	47
1. システム障害発生中の提出書類	48
2. 「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合	48
3. 「輸出申告事項登録」業務（EDA）が登録済みで、「輸出申告」業務（EDC）が未登録の場合	48
4. 「輸出申告」業務（EDC）が登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	48

5. 輸出許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）	49
6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合	49
7. 輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合	49
8. 輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「輸出申告変更（官署変更）」業務（EDY）が未登録の場合	49
9. 「輸出申告変更（官署変更）」業務（EDY）が登録済みで、「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合	49
10. 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（EAA）が未登録の場合	50
11. 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（EAA）が登録済みで、「輸出許可内容変更申請」業務（EAC）が未登録の場合	50
12. 「輸出許可内容変更申請」業務（EAC）が登録済みで、輸出許可内容変更申請控が未配信の場合（書類審査扱い）	50
13. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）	50
14. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	51
15. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	51

第6節 輸出マニフェスト申告関係 51

1. システム障害発生中の提出書類	51
2. 「輸出マニフェスト通関申告」業務（MEC）が未登録の場合	51
3. 「輸出マニフェスト通関申告」業務（MEC）が登録済みで、輸出許可通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	52
4. 輸出許可通知書が未配信の場合（簡易審査扱いの申告に係る輸出許可通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合を含む。）（税関での審査終了が登録済みの場合）	52
5. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合	52
6. 輸出マニフェスト通関申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合	52
7. 輸出マニフェスト通関申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）」業務（MEY）が未登録の場合	52
8. 「輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）」業務（MEY）が登録済みで、「輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）」業務（MEY）が未登録の場合	53
9. 「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請」業務（MAF）が未登録の場合	53

10.	「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請」業務（MAF）が登録済みで、輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控が未配信の場合（書類審査扱い）	53
11.	輸出許可内容変更通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合（簡易審査扱い）	53
12.	輸出許可内容変更通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	53
13.	輸出許可内容変更通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	53
第7節	別送品輸出申告関係	54
1.	システム障害発生中の提出書類	54
2.	「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が未登録の場合	54
3.	「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が登録済みで、「別送品輸出申告」業務（UEC）が未登録の場合	54
4.	「別送品輸出申告」業務（UEC）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）	55
5.	別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）	55
6.	搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合	55
7.	別送品輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合	55
8.	別送品輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「別送品輸出申告変更（官署変更）」業務（UEY）が未登録の場合	55
9.	「別送品輸出申告変更（官署変更）」業務（UEY）が登録済みで、「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が未登録の場合	56
10.	「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（UAA）が未登録の場合	56
11.	「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（UAA）が登録済みで、「輸出許可内容変更申請」業務（UAC）が未登録の場合	56
12.	「別送品輸出許可内容変更申請」業務（UAC）が登録済みで、別送品輸出許可内容変更申請控が未配信の場合（書類審査扱い）	56
13.	別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）	57
14.	別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）	57
15.	別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）	57
第8節	他所蔵置関係	57
1.	「他所蔵置許可申請」業務（TZC）が未登録の場合	57
2.	「他所蔵置許可申請」業務（TZC）が登録済みで税関での審査終了が未登録の場合	57

3. 「他所蔵置許可申請」業務（T Z C）が登録済みで税関での審査終了が登録済みの場合 （他所蔵置許可通知情報が未配信の場合）	58
4. 「他所蔵置許可申請」業務（T Z C）が登録済みで、他所蔵置許可期間を経過した場 合	58
第9節 指定地外貨物検査許可申請関係	58
1. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（A E C）が未登録の場合	58
2. 指定地外貨物検査許可申請控情報が未配信の場合	58
3. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（A E C）が登録済みで、指定地外貨物検査許可手 数が未納の場合	59
4. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（A E C）が登録済みで、指定地外貨物検査許可手 数がMPN納付済みの場合	59

【参考：障害発生時のフロー】

- 別添1 時間外執務要請届
- 別添2 汎用申請
- 別添3 見本持出許可申請
- 別添4 貨物取扱許可申請
- 別添5 他所蔵置許可申請
- 別添6 本船・ふ中扱い承認申請
- 別添7 輸入申告
- 別添8 特例申告
- 別添9 輸入マニフェスト申告
- 別添10 輸出申告
- 別添11 輸出別送品申告
- 別添12 輸出マニフェスト申告
- 別添13 海上貨物の流れ
- 別添14 航空貨物の流れ
- 別添15 入出港関係

システム障害時における暫定取扱要領

輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）及び税関システムのシステム障害により、システムを利用した税関手続ができなくなった場合において、システムが再び利用可能となる（以下「システム復旧」という。）までの税関手続は、次のとおり取り扱うものとする。ただし、この取扱いは、計画停止等においては適用しないので留意すること。

第1章 総括事項

1. 税関手続の書面切替時期

システム復旧の見通しが長時間要すると見込まれる場合は、書面による手続に切り替える旨の連絡を受けた時点からシステム対象の税関手続を書面に切り替えて行うことができる。ただし、緊急に輸出入申告等の税関手続を行う必要がある場合には、書面に切り替える旨の連絡を受ける前であっても、税関に連絡の上、書面に切り替えて差し支えない。

なお、書面による税関手続を行った場合はNACCSでの後処理登録が必要となることから、急を要しないものはシステム復旧後にNACCSにより税関手続を行う等、状況に応じて判断する。

2. 書面に切り替えた場合の事務処理及びNACCSでの後処理登録

共通関係、海上関係及び航空関係の情報がNACCSに登録されている場合及びシステム処理が進行中にシステム障害が発生した場合は、税関手続毎に第2章以下に定める処理を行うものとする。

NACCSのシステム障害発生時において許可・承認等情報が未配信の場合は、税関での審査終了業務等の登録状態により民間利用者の処理手続が異なることから、税関での処理状況を必ず確認したうえで処理手続を行う。

システム障害発生中に書面による税関手続を行った民間利用者は、書面手続の内容についてシステム復旧後にそれぞれの業務のシステム処理手順に従って情報登録（以下「後処理登録」という。）を行うものとする。

なお、手続によっては、後処理登録を要さない場合もあることから、業務仕様書等を確認の上、行うこと。

3. 税関システムにシステム障害が発生した場合の取扱い

税関システムにシステム障害が発生したことにより税関でのNACCSによる業務処理（許可・承認登録）ができなくなった場合で、税関での許可・承認登録を必要としない税関手続を行った場合は、NACCSに登録した情報を印刷して税関へ提出するものとする。

また、税関での許可・承認登録が必要となる税関手続を行った場合については、第2章以下に定める処理を行うものとする。

なお、とん税、関税、内国消費税及び手数料については、納税・納付手続の進行状態によって処理方法が異なることから、税関の担当部門に必ず確認して、二重に納付することの無いよう特に注意すること。

第2章 共通関係

1. 「時間外執務要請届」業務（OSA）が未登録の場合

(1) 開庁時間外の事務の執行を求める届出書（以下「時間外執務要請届」という。）については、「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（税関様式C第8000号）により行う。

なお、時間外執務要請届を必要とする税関手続についても、書面により行う。

(2) システム復旧後、時間外執務要請届を必要とする税関手続をNACCSにより行う場合は、税関での「時間外執務要請届結果登録」業務（OSD）により届出時間帯の延長登録後に税関手続をNACCSにより行う。

(3) 税関システムの障害発生中で税関の開庁時間内である場合は、「時間外執務要請届」業務（OSA）により時間外執務要請届を行い、その旨を税関へ報告する。

なお、税関の開庁時間外に時間外執務要請届又は届出時間帯の延長手続を行う場合は、書面により行う。

2. 「時間外執務要請届」業務（OSA）が登録済みの場合

(1) 「時間外執務要請届」業務（OSA）が登録済みの場合は、時間外執務要請届受理番号を税関に連絡して、受理状況について確認を受け、時間外執務要請届を必要とする税関手続を書面により行う。

(2) システム障害発生中において、既に届出済みの時間帯を越え、引き続き時間外執務要請届を必要とする税関手続を行う場合は、「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（税関様式C第8000号）により届出時間帯の延長手続を行う。

(3) システム復旧後において、引き続き時間外執務要請届を必要とする税関手続を行う場合は、当初の届出時間内であれば「時間外執務要請延長届」業務（OSE）により、届出時間帯の延長手続を行う。

また、別途「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（税関様式C第8000号）により、時間外執務要請届の届出時間帯の延長手続が行われた場合で、時間外執務要請届を必要とする税関手続をNACCSにより行う場合は、税関による届出時間帯の延長登録後に税関手続をNACCSにより行う。

- (4) 税関システムの障害発生中で引き続き時間外執務要請届を必要とする税関手続を行う場合は、当初の届出時間内であれば税関に連絡のうえ「時間外執務要請延長届」業務（OSE）により、届出時間帯の延長手続を行う。

なお、届出時間帯を経過している場合の届出時間帯の延長手続は、書面により行う。

3. 「時間外執務要請延長届」業務（OSE）が登録済みの場合

この章の前記2.「「時間外執務要請届」業務（OSA）が登録済みの場合」（2）、（3）及び（4）による。

4. 「添付ファイル登録」業務（MSB）が未登録の場合

税関にその旨を連絡して、書面を持参又はFAX等の方法により税関へ提出する。

5. 「添付ファイル登録」業務（MSB）が登録済みの場合

税関へ「添付ファイル登録」業務（MSB）が登録済みである旨を連絡の上、税関における当該添付ファイルに係る取出しの状況を確認し、税関で当該添付ファイルを取り出していない場合は、当該添付ファイルを印刷したものを持参又はFAX等の方法により提出する。

なお、税関で当該添付ファイルを取り出している場合は、提出を要しない。

6. 「汎用申請」業務（HYS）が未登録の場合

汎用申請業務の税関手続を書面（税関様式）により行う。

7. 汎用申請控情報が未配信の場合

汎用申請業務の税関手続を書面（税関様式）により行う。

8. 汎用申請の許可・承認等通知情報が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

税関へ「汎用申請」業務（HYS）が登録済みである旨を連絡の上、税関における当該申請情報に係る取出しの状況を確認し、税関で当該申請情報を取り出していない場合は、NACCSから配信された汎用申請控情報と汎用申請の添付ファイルを印刷したものを持参又はFAX等の方法により提出する。

なお、税関で当該申請情報を取り出している場合は、提出を要しない。

9. 汎用申請の許可・承認等通知情報が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) 税関に連絡のうえ当該汎用申請に係る許可・承認等の通知を書面により受け取る。
- (2) システム復旧後、許可・承認等通知情報がNACCSから配信された場合は、当該情報を速やかに提出する。

10. 「汎用申請手数料納付申請」業務（RPC）が未登録の場合

汎用申請手数料納付申請を書面（税関様式）により行う。

11. 汎用申請手数料納付申請控情報が未配信の場合

汎用申請手数料納付申請を書面（税関様式）により行う。

12. 汎用申請手数料納付申請の納付番号通知情報（手数料）が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

NACCSから配信された汎用申請手数料納付申請控情報を印刷し、その裏面に当該手数料額の印紙を貼付して提出する。

13. 汎用申請手数料納付申請の納付番号通知情報（手数料）が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された汎用申請手数料納付申請控情報を印刷し、その裏面に当該手数料額の印紙を貼付して提出する。
- (2) システム復旧後、納付番号通知情報（手数料）がNACCSから配信された場合は、当該情報を速やかに提出する。

14. 汎用申請手数料が納付済み（MPN納付済みの場合）で、許可・承認等通知情報が未配信の場合

- (1) マルチペイメントネットワークを利用した電子納付（以下「MPN納付」という。）の方法により汎用申請手数料を納付済みの場合は、汎用申請の添付ファイルと手数料を納付した際に出力された利用明細票等を税関へ提示して、許可・承認等の通知を書面により受け取る。
- (2) システム復旧後、許可・承認等通知情報がNACCSから配信された場合は、当該情報を速やかに提出する。

第3章 海上関係

第1節 監視関係

1. 旅客又は乗組員に関する事前報告業務（VPX・VPT）が未登録の場合

- (1) 旅客又は乗組員に関する事前報告については、「旅客名簿〔船舶〕」（税関様式C第2050号）又は「乗組員名簿〔船舶〕」（税関様式C第2065号）により行う。
- (2) システム復旧後、船会社等は、税関宛ての報告について、税関からの指示により「入港前統一申請」業務（VPX・VPT）を利用して、税関宛てに登録する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、宛先から税関を除いて「入港前統一申請」業務（VPX又はVPT）を実施して差し支えない。ただし、税関から書面による事前報告を求められた場合は、NACCSに登録した旅客名簿・乗組員名簿の情報を印刷したものを提出する。

2. 積荷目録に関する事前報告業務（MFR・DMF）が未登録の場合

- (1) 積荷目録に関する事前報告について、システム復旧後に「積荷目録情報登録」業務（MFR）により登録することについて税関の承諾を得る。税関の承諾を得た場合であっても、原則、定められた期限までに「積荷目録〔船舶〕」（税関様式C第2030号）により事前報告を行う。
- (2) システム復旧後、船会社等は、貨物の状況に合わせて「積荷目録情報登録」業務（MFR）及び「積荷目録提出」業務（DMF）を利用して、積荷目録に関する事前報告を実施する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「積荷目録情報登録」業務（MFR）及び「積荷目録提出」業務（DMF）を実施して差し支えない。ただし、税関から書面による事前報告を求められた場合は、NACCSに登録した積荷目録の情報を印刷したものを提出する。

3. 「入港届（転錨届）」業務（VIX・VIT）が未登録の場合

- (1) 入港届（転錨届）については、「入出港届〔船舶〕」（税関様式C第2000号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「入港届等」業務（VIX）又は「入港届等B」業務（VIT）を実施して差し支えない。ただし、税関から書面による提出を求められた場合は、NACCSから配信された入港届（転錨届）提出情報を印刷したものを提出する。

4. 「入港届（転錨届）」業務（VIX・VIT）が登録済みで、入港届（転錨届）提出情報が未配信の場合

- (1) 入港届（転錨届）を「入出港届〔船舶〕」（税関様式C第2000号）により提出するとともに、とん税及び特別とん税（以下この節において「とん税等」という。）の納付申告を行う場合については、「とん税及び特別とん税納付申告書」（税関様式S第1015号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、NACCSから配信された入港届（転錨届）提出情報の入港届提出番号に係る入港届情報について、「入港届等」業務（VIX）又は「入港届等B」業務（VIT）を利用して、当該入港届を取り消す。

- (3) 税関システムに障害が発生した場合で、税関から書面による提出を求められた場合は、NACCSから配信された入港届（転錨届）提出情報を印刷したものを提出する。

5. 「とん税等納付申告」業務（TPC）が未登録の場合

- (1) とん税等納付申告については、「とん税及び特別とん税納付申告書」（税関様式S第1015号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「とん税等納付申告」業務（TPC）を実施して差し支えない。

6. 「とん税等納付申告」業務（TPC）が登録済みで、とん税等納付申告控情報及び納付書又は納付番号通知情報が未配信の場合（直納方式又はMPN納付の場合）

- (1) とん税等の納付申告を行う場合については、「とん税及び特別とん税納付申告書」（税関様式S第1015号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSから配信されたとん税等納付申告控情報及び納付書（領収済通知書・領収証書・領収控）（直納の場合）又は納付番号通知情報（MPN納付の場合）を速やかに提出して、とん税等納付申告控情報及び納付書又は納付番号通知情報の削除を依頼する。

なお、この場合において、削除に係るNACCS登録情報変更願の提出は不要とする。

7. とん税等納付申告控情報及び納付書又は納付番号通知情報が配信済みで、納付手続が行われていない場合（直納方式又はMPN納付の場合）

- (1) NACCSから配信された納付書（領収済通知書・領収証書・領収控）（直納方式の場合）又は納付番号通知情報（MPN納付の場合）により、とん税等を納付する。
- (2) 出港届（転錨届）の手続の際に、とん税等の領収証書又はMPN納付の際に出力された利用明細票等を税関へ提示する。

8. 「とん税等納付申告」業務（TPC）が登録済みで、納付処理が行われていない場合（口座振替方式又はリアルタイム口座の場合）

- (1) NACCS専用口座又はリアルタイム口座にとん税等の納付額を超える口座残高が明らかにあると認められる場合には、その旨を示す書類を提出すること等により、とん税法第9条第1項（担保）及び特別とん税法第7条第1項（担保）の規定による担保が提供されたものとする。
- (2) システム復旧後、とん税等の納付額がNACCS専用口座又はリアルタイム口座から自動的に引き落される。

9. とん税等が納付済みで、「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が未登録の場合

(1) 出港届（転錨届）については、「入出港届〔船舶〕」（税関様式C第2000号）により行う。また、とん税等の領収証書又はMPN納付の際に出力された利用明細票等を税関へ提示する。

(2) 税関システムの障害発生中は、「出港届等」業務（VOX）又は「出港届等B」業務（VOT）を実施して差し支えない。ただし、税関から書面による提出を求められた場合は、NACCSから配信された出港許可（転錨届受理）通知情報を印刷したものを提出する。

なお、次港が不開港で許可保留となった場合は、この節の後記11.「「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が登録済みで、出港許可（転錨届受理）通知情報が未配信の場合（次港が不開港で許可保留の場合）」による。

10. 「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が登録済みで、出港許可（転錨届受理）通知情報が未配信の場合

(1) 出港届（転錨届）については、「入出港届〔船舶〕」（税関様式C第2000号）により行う。また、とん税等の領収証書又はMPN納付の際に出力された利用明細票等を税関へ提示する。

(2) システム復旧後、NACCSから配信された出港許可（転錨届受理）通知情報を速やかに提出して、出港許可（転錨届受理）通知情報の削除を依頼する。

なお、この場合において、削除に係るNACCS登録情報変更願の提出は不要とする。

11. 「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が登録済みで、出港許可（転錨届受理）通知情報が未配信の場合（次港が不開港で許可保留の場合）

(1) 出港届（転錨届）については、「入出港届〔船舶〕」（税関様式C第2000号）により行う。この場合、不開港出入許可書を提示する。また、とん税等の領収証書又はMPN納付の際に出力された利用明細票等を税関へ提示する。

(2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「出港届等」業務（VOX）又は「出港届等B」業務（VOT）を利用して、税関宛てに当該出港届を取り消す。

なお、出港許可（転錨届受理）通知情報がNACCSから配信された場合は、当該許可通知情報を速やかに提出して、出港許可（転錨届受理）通知情報の削除を依頼する。この場合において、削除に係るNACCS登録情報変更願の提出は不要とする。

12. 「不開港出入許可申請」業務（CPC）が未登録の場合

不開港出入許可申請については、「不開港出入許可申請書」（税関様式C第2100号）により行う。この場合、不開港出入許可手数料については、印紙を不開港出入許可申請書の裏面に貼付する。

13. 「不開港出入許可申請」業務（CPC）が登録済みで、不開港出入許可申請控情報が未配信

の場合

- (1) この節の前記 12. 「「不開港出入許可申請」業務（CPC）が未登録の場合」による。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、NACCSから配信された不開港出入許可申請控情報を提出して、当該申請情報の取消しを依頼する。

なお、この場合において、取消しに係るNACCS登録情報変更願の提出は不要とする。

14. 「不開港出入許可申請」業務（CPC）が登録済みで、不開港出入許可手数料が未納の場合

- (1) NACCSから配信された不開港出入許可申請控情報 2 通（原本用、許可書用）に押印の上、納付すべき不開港出入許可手数料について、印紙を裏面に貼付して提出する。
- (2) MPN納付の場合で、システム復旧後、納付番号通知情報（手数料）がNACCSから配信された場合は、当該情報を速やかに提出する。
- (3) 「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が登録済みの場合は、この節の前記 11. 「「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が登録済みで、出港許可（転錨届受理）通知情報が未配信の場合（次港が不開港で許可保留の場合）」による。

15. 「不開港出入許可申請」業務（CPC）が登録済みで、不開港出入許可手数料がMPN納付済みの場合

- (1) NACCSから配信された不開港出入許可申請控情報 2 通（原本用、許可書用）に押印の上、不開港出入許可手数料をMPN納付で納付した際に出力された利用明細票等を添付して提出する。
- (2) システム復旧後、不開港出入許可通知情報がNACCSから配信された場合は、当該許可通知情報を提出する。
- (3) 「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が登録済みの場合は、この節の前記 11. 「「出港届（転錨届）」業務（VOX・VOT）が登録済みで、出港許可（転錨届受理）通知情報が未配信の場合（次港が不開港で許可保留の場合）」による。

16. 「船舶・航空機資格変更届」業務（KPC01）が未登録の場合

船舶資格変更届については、「船舶・航空機資格変更届」（税関様式C第2240号）により行う。

17. 船舶資格変更届控が未配信の場合

この節の前記 16. 「「船舶・航空機資格変更届」業務（KPC01）が未登録の場合」による。

18. 船舶資格証書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

NACCSから配信された船舶資格変更届控 2 通（原本用、許可書用）に押印の上、提出す

る。

19. 船舶資格証書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) N A C C Sから配信された船舶資格変更届控 2 通（原本用、許可書用）に押印の上、提出する。
- (2) システム復旧後、船舶資格証書がN A C C Sから配信された場合は、当該船舶資格証書を提出する。

20. 「内国貨物運送申告」業務（D C C）が未登録の場合

- (1) 内国貨物運送申告については、「内国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4030号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「内国貨物運送申告」業務（D C C）を実施して差し支えない。ただし、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 23.「内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

21. 内国貨物運送申告控情報が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 内国貨物運送申告については、「内国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4030号）により行う。
- (2) システム復旧後、N A C C Sでの後処理登録として、「内国貨物運送申告（承認）変更」業務（D C E）を利用して、当該内国貨物運送申告を取り消す。

22. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 内国貨物運送申告については、「内国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4030号）により行う。
- (2) システム復旧後、N A C C Sでの後処理登録として、N A C C Sから配信された「内国貨物運送承認通知書（運送目録兼用）」を提出し、「内国貨物運送申告（承認）変更」業務（D C E）を利用して、当該内国貨物運送承認を取り消す。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「内国貨物運送申告」業務（D C C）を実施して差し支えない。ただし、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 23.「内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

23. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) N A C C Sから配信された内国貨物運送申告控情報 3 通（原本用、承認書用、到着証明用）に押印の上、提出する。
- (2) 承認後における一連の運送手続は、交付された内国貨物運送申告控情報（承認書用、到着

証明用)により処理する。

- (3) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「内国貨物運送申告（承認）変更」業務（DCE）を利用して、当該内国貨物運送申告を取り消す。

24. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された内国貨物運送申告控情報3通（原本用、承認書用、到着証明用）に押印の上、提出する。
- (2) 承認後における一連の運送手続は、交付された内国貨物運送申告控情報（承認書用、到着証明用）により処理する。
- (3) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、NACCSから配信された内国貨物運送承認通知書（運送目録兼用）を提出し、「内国貨物運送申告（承認）変更」業務（DCE）を利用して、当該内国貨物運送承認を取り消す。

25. 「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請」業務（APA）が未登録の場合

指定地外・船陸・船舶間交通許可申請については、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」（税関様式C第2210号）により行う。

26. 指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控が未配信の場合

- (1) 指定地外・船陸・船舶間交通許可申請については、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」（税関様式C第2210号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請」業務（APA）を利用して、当該指定地外／船陸／船舶間交通許可申請を取り消す。

27. 指定地外／船陸／船舶間交通許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控2通（原本用、許可書用）に押印の上、提出する。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請」業務（APA）を利用して、当該指定地外／船陸／船舶間交通許可申請を取り消す。

28. 指定地外／船陸／船舶間交通許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控2通（原本用、許可書

用)に押印の上、提出する。

- (2) システム復旧後、指定地外／船陸／船舶間交通許可通知書がNACCSから配信された場合は、当該許可通知書を提出する。

29. 時間外貨物積卸届の取扱い

- (1) 時間外貨物積卸届の取扱いについては、「開庁時間外貨物の積卸届」(税関様式C第2110号)により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「時間外貨物積卸届」業務(OVS)を利用して時間外貨物積卸届を行い、その旨を報告する。ただし、税関から書面による提出を求められた場合は、NACCSから配信された開庁時間外貨物積卸届出確認書を印刷したものを提出する。

第2節 保稅關係

1. 「保稅運送申告」業務(OLC)が未登録の場合(包括保稅運送承認に係る個別運送又は特定保稅運送が未登録の場合を含む。)

- (1) 保稅運送申告から運送先保稅地域搬入までについては、「外国貨物運送申告書(目録兼用)」(税関様式C第4000号)により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録は、次による。

イ 発送地の保稅地域は、書面による保稅運送承認書(送り状)に基づき、「保稅運送承認等確認登録」業務(PAM)を利用して、保稅運送承認の確認情報を登録し、「搬出確認登録(保稅運送貨物)」業務(BOA)又は「CY搬出確認登録」業務(CYO)を利用して、搬出確認情報を登録する。

ロ 到着地の保稅地域は、「搬入確認登録(保稅運送貨物)」業務(BIA)又は「CY搬入確認登録」業務(CYA)を利用して、搬入確認情報を登録する。

なお、到着地の保稅地域がシステム不参加の場合は、到着地税関において到着確認情報を登録する。

- (3) 税関システムの障害発生中は、「保稅運送申告」業務(OLC)を実施して差し支えない。ただし、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記4.「保稅運送承認通知書が未配信の場合(書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合)」による。

2. 保稅運送申告控が未配信の場合(書類審査扱い)

- (1) 保稅運送申告から運送先保稅地域搬入までについては、「外国貨物運送申告書(目録兼用)」(税関様式C第4000号)により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録は、次による。

イ 「保稅運送申告(承認)変更」業務(SOT)を利用して、当該保稅運送申告を取り消

す。

ロ 発送地の保税地域は、書面による保税運送承認書（送り状）に基づき、「保税運送承認等確認登録」業務（PAM）を利用して、保税運送承認の確認情報を登録し、「搬出確認登録（保税運送貨物）」業務（BOA）又は「CY搬出確認登録」業務（CYO）を利用して、搬出確認情報を登録する。

ハ 到着地の保税地域は、「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（BIA）又は「CY搬入確認登録」業務（CYA）を利用して、搬入確認情報を登録する。

なお、到着地の保税地域がシステム不参加の場合は、到着地税関において到着確認情報を登録する。

3. 保税運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）（包括保税運送承認に係る個別運送又は特定保税運送が登録済みの場合を含む。）

(1) 保税運送申告から運送先保税地域搬入までについては、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4000号）により行う。

(2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録は、次による。

イ NACCSから配信された保税運送承認通知書（運送目録兼用）を速やかに提出し、「保税運送申告（承認）変更」業務（SOT）を利用して、当該保税運送承認の取消しを申請する。

ロ 発送地の保税地域は、書面による保税運送承認書（送り状）に基づき、「保税運送承認等確認登録」業務（PAM）を利用して、当該保税運送承認の確認情報を登録し、「搬出確認登録（保税運送貨物）」業務（BOA）又は「CY搬出確認登録」業務（CYO）を利用して、搬出確認情報を登録する。

ハ 到着地の保税地域は、「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（BIA）又は「CY搬入確認登録」業務（CYA）を利用して、搬入確認情報を登録する。

なお、到着地の保税地域がシステム不参加の場合は、到着地税関において到着確認情報を登録する。

(3) 税関システムの障害発生中は、「保税運送申告」業務（OLC）を実施して差し支えない。ただし、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記4.「保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

4. 保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

(1) NACCSから配信された保税運送申告控3通（原本用、承認書用、到着証明用）に押印の上、提出する。

(2) 承認後における一連の運送手続は、交付された保税運送申告控（承認書用、到着証明用）により処理する。

(3) システム復旧後、NACCSでの後処理登録は、この節の前記2.「保税運送申告控が未配

信の場合（書類審査扱い）」(2)による。

5. 保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了業務が登録済みの場合）

- (1) N A C C Sから配信された保税運送申告控3通（原本用、承認書用、到着証明用）に押印の上、提出する。
- (2) 承認後における一連の運送手続は、交付された保税運送申告控（承認書用、到着証明用）により処理する。
- (3) システム復旧後、N A C C Sでの後処理登録は、この節の前記3.「保税運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）（包括保税運送承認に係る個別運送又は特定保税運送が登録済みの場合を含む。）」(2)による。

6. 保税運送承認通知書、個別運送受付情報又は特定保税運送受付情報が配信済みで、発送地の保税地域における「搬出確認登録」業務（BOA・CYO）が未登録の場合

- (1) 発送地の保税地域における搬出手続については、保税運送承認通知書、個別運送受付情報又は特定保税運送受付情報を利用して、書面により行う。
- (2) システム復旧後、発送地の保税地域は、N A C C Sでの後処理登録として、「搬出確認登録（保税運送貨物）」業務（BOA）又は「CY搬出確認登録」業務（CYO）を利用して、搬出確認情報を登録する。

なお、到着地の保税地域において書面による搬入手続を行っている場合は、N A C C Sでの後処理登録として、「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（BIA）又は「CY搬入確認登録」業務（CYA）を利用して、搬入確認情報を登録する。

7. 発送地の保税地域における「搬出確認登録」業務（BOA・CYO）が登録済みで、到着地の保税地域における「搬入確認登録」業務（BIA・CYA）が未登録の場合

- (1) 到着地の保税地域における搬入手続については、保税運送承認通知書、個別運送受付情報又は特定保税運送受付情報を利用して、書面により行う。
- (2) システム復旧後、到着地の保税地域は、N A C C Sでの後処理登録として、「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（BIA）又は「CY搬入確認登録」業務（CYA）を利用して、搬入確認情報を登録する。

なお、到着地の保税地域がシステム不参加の場合は、到着地税関において到着確認情報を登録する。

8. 「見本持出許可申請」業務（MHA）が未登録の場合

- (1) 見本持出許可申請については、「見本持出許可申請書」（税関様式C第3060号）により行う。

- (2) 税関システムの障害発生中は、「見本持出許可申請」業務（MHA）を実施して差し支えない。ただし、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 11.「見本持出許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

9. 見本持出許可申請控情報が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 見本持出許可申請については、「見本持出許可申請書」（税関様式C第3060号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「見本持出取消」業務（MHC）を利用して、当該見本持出許可申請を取り消す。

10. 見本持出許可通知情報が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 見本持出許可申請については、「見本持出許可申請書」（税関様式C第3060号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、NACCSから配信された見本持出許可通知情報を提出して、当該見本持出許可の取消しを依頼する。
- なお、この場合において、取消しに係るNACCS登録情報変更願の提出は不要とする。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「見本持出許可申請」業務（MHA）を実施して差し支えない。ただし、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 11.「見本持出許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

11. 見本持出許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された見本持出許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に押印の上、提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、書面により行う。
- (3) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「見本持出取消」業務（MHC）を利用して、当該見本持出許可申請を取り消す。

12. 見本持出許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された見本持出許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に押印の上、提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、書面により行う。
- (3) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、NACCSから配信された見本持出許可通知情報を提出して、当該見本持出許可の取消しを依頼する。
- なお、この場合において、取消しに係るNACCS登録情報変更願の提出は不要とする。

13. 「貨物取扱許可申請」業務（CHD）が未登録の場合

- (1) 貨物取扱許可申請については、「貨物取扱い許可申請書」（税関様式C第3110号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「貨物取扱許可申請」業務（CHD）を実施して差し支えない。ただし、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 16.「貨物取扱許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

14. 貨物取扱許可申請控情報が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 貨物取扱許可申請については、「貨物取扱い許可申請書」（税関様式C第3110号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「貨物取扱取消」業務（SHC）を利用して、当該貨物取扱許可申請を取り消す。

15. 貨物取扱許可通知情報が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 貨物取扱許可申請については、「貨物取扱い許可申請書」（税関様式C第3110号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、NACCSから配信された貨物取扱許可通知情報を提出して、当該貨物取扱許可の取消しを依頼する。
なお、この場合において、取消しに係るNACCS登録情報変更願の提出は不要とする。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「貨物取扱許可申請」業務（CHD）を実施して差し支えない。ただし、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 16.「貨物取扱許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

16. 貨物取扱許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された貨物取扱許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に押印の上、提出する。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「貨物取扱取消」業務（SHC）を利用して、当該貨物取扱許可申請を取り消す。

17. 貨物取扱許可通知情報が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された貨物取扱許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に押印の上、提出する。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、NACCSから配信された貨物取扱許可通知情報を提出して、当該貨物取扱許可の取消しを依頼する。
なお、この場合において、取消しに係るNACCS登録情報変更願の提出は不要とする。

18. 「卸コンテナ情報登録（提出）」業務（DCL02）が未登録の場合

- (1) 卸コンテナリスト提出については、「積卸コンテナ一覧表（コンテナリスト）」（税関様式A第1000号）により行う。
- (2) 書面により卸コンテナリストを提出した場合は、システム復旧後、税関にその旨を申し出た後、「卸コンテナ情報登録（提出）」業務（DCL02）を利用して卸コンテナリスト情報を登録し、NACCSから配信された卸コンテナ輸入許可通知書を提出する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「卸コンテナ情報登録（提出）」業務（DCL02）を実施して差し支えない。

19. 「船卸確認登録（一括・個別）」業務（PKI・PKK）で、卸コンテナリストの提出が未登録の場合

- (1) 卸コンテナリスト提出については、「積卸コンテナ一覧表（コンテナリスト）」（税関様式A第1000号）により行う。
- (2) 書面により卸コンテナリストを提出した場合は、システム復旧後、税関にその旨を申し出た後、「船卸確認登録（一括・個別）」業務（PKI・PKK）を利用して卸コンテナリスト情報を登録し、NACCSから配信された卸コンテナ輸入許可通知書を提出する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「船卸確認登録（一括・個別）」業務（PKI・PKK）を実施する際に、「卸コンテナ情報登録」（卸コンテナリストの提出）を併せて実施して差し支えない。

20. 「船積情報登録（積コンテナリスト提出処理）」業務（CLR）が未登録の場合

- (1) 積コンテナリスト提出については、「積卸コンテナ一覧表（コンテナリスト）」（税関様式A第1000号）により行う。
- (2) 書面により積コンテナリストを提出した場合は、システム復旧後、税関にその旨を申し出た後、「船積情報登録（積コンテナリスト提出処理）」業務（CLR）を利用して積コンテナリスト提出処理情報を登録し、NACCSから配信された積コンテナ輸出許可通知書を提出する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「船積情報登録（積コンテナリスト提出処理）」業務（CLR）を実施して差し支えない。

21. 貨物の搬出入手続処理

- (1) 保税地域における貨物の搬出入手続については、書面による許可・承認書等により行い、搬入した貨物に品目の相違、数量の過不足、重大な損傷又はそれに準じる異常があった場合は、直ちに税関へ報告する。

また、システム復旧後、貨物の搬出入情報をNACCSへ登録した際にエラーとなった場

合についても、直ちに税関へ報告する。

- (2) 税関システムの障害発生中は、貨物移動差止が登録された貨物について、税関において貨物差止解除の情報を登録することができないことから、差止貨物を搬出する場合は税関に連絡する。

また、事故貨物又は訂正保留となった貨物については、税関において事故貨物の確認又は訂正保留の解除の情報を登録するまでの間、後続業務が実施できないので注意すること。

第3節 輸入申告関係

この節において「輸入申告等」とは、輸入申告のほか、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵出輸入許可前貨物引取承認申請、移出輸入許可前貨物引取承認申請、総保出輸入許可前貨物引取承認申請、輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告（注1）を含む。

また、「輸入申告等入力控」、「輸入（納税）申告等控」及び「輸入許可通知書等」とは、前記の各申告・申請手続に係る入力控、申告・申請控及び許可・承認通知書を含む。

なお、NACCSの障害発生中は、口座振替（リアルタイム口座振替を含む。）、MPN納付（注2）及びNACCSに登録済みの据置担保を使用することはできないことから、留意すること（新規に提供する個別担保は使用可能。）。

さらに、NACCSの障害発生中に搬入時申告自動起動、開庁時申告自動起動、到着即時申告自動起動及び積荷目録事前報告時申告自動起動を行っている輸入申告等について、書面による手続を行った場合は、システム復旧後に二重許可となってしまう場合もあることから、必ず事前に税関へ相談した上で、手続を行うこととする。

（注1）この節において、輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告は、特例委託輸入（引取）申告及び特例委託輸入（引取・特例）を含む。

（注2）納付番号通知情報がNACCSから配信された後にシステム障害が発生した場合は、税関が申告番号を記入したマニュアル納付書により納付することによって、許可等を受けることが可能となる。

この場合は、システム復旧後に税関において納付方法を直納扱いに変更する必要があることから、NACCSから配信された納付書（直納）について、税関へ提出する必要があるので留意すること。

1. システム障害発生中の提出書類

システム障害発生中の輸入申告等については、「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（税関様式C第5020号）又は「展示等申告書（運送申告書）」

(税関様式C第3340号)によるほか、NACCSから配信された輸入申告等入力控(以下この節において「入力控」という。)又は輸入申告等控(以下この節において「申告控」という。)に通関業者印及び通関士印を押印したものを税関に提出することとして差し支えない。

なお、システム障害発生中に書面による税関手続を行った場合は、NACCSでの後処理登録は要しない。

2. 「輸入申告事項登録」業務(IDA)が未登録の場合

- (1) 輸入申告等については、「輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)」(税関様式C第5020号)又は「展示等申告書(運送申告書)」(税関様式C第3340号)等により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「輸入申告事項登録」業務(IDA)を利用して輸入申告等事項登録を行い、「輸入申告」業務(IDC)を利用して、輸入申告等を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の後記4.「「輸入申告」業務(IDC)が登録済みで(予備申告後の本申告を含む。)、輸入許可通知書等が未配信の場合(税関での審査終了が未登録の場合)」により、また、許可保留となった場合は、この節の後記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合(簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合)」による。

3. 「輸入申告事項登録」業務(IDA)が登録済みで、「輸入申告」業務(IDC)が未登録の場合

- (1) 輸入申告等については、「輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)」(税関様式C第5020号)又は「展示等申告書(運送申告書)」(税関様式C第3340号)により行う。
- (2) 入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)」(税関様式C第5020号)又は「展示等申告書(運送申告書)」(税関様式C第3340号)に代えて提出することができる。この場合は、入力控2通(原本用、許可・承認書用)に通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸入者印)を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
(※ 会計検査院用の提出が必要な場合は、さらに会計検査院用の入力控を提出する。以下この節において同じ。)
- (3) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された入力控により行う。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「輸入申告」業務(IDC)を利用して輸入申告等を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の後記4.「「輸入申告」業務(IDC)が登録済みで(予備申告後の本申告を含む。)、輸入許可通知書等が未配信の場合(税関での審査終了が未登録の場合)」の(1)及び(2)により、また、許可保留となった場合は、この節の後記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合(簡易審査扱い又は税関

での審査終了が登録済みの場合)」による。

4. 「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控により行う。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「輸入申告」業務（IDC）を利用して輸入申告等を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、前記(1)及び(2)により、また、許可保留となった場合は、この節の後記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

5. 輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された申告控又は入力控1通（許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控又は入力控により行う。
- (3) システム復旧後、NACCSから輸入許可通知書等、納付書又は納付番号通知情報が配信された場合は、速やかに税関へ提出して、輸入許可通知情報等、納付書又は納付番号通知情報の削除を依頼する。

なお、納付方法が口座振替（リアルタイム口座振替を含む。）の場合で、二重納付となった場合は、還付の手続を行う。

- (4) 納付方法が口座振替であって、NACCS専用口座内納税用資金又は納期限延長に係る据置担保について、システムによる残高照会は行えないものの、納税額を超える残高が明らかにある場合には、その旨を示す書類を税関に提出すること等により、輸入許可前貨物引取が承認されたものとして貨物を引取ることが可能となる（システムの障害発生中における輸入許可前貨物引取承認申請の手続については、後記10.「輸入許可前貨物引取承認申請の場合」を参照。）。また、納税額を超える残高が明らかでなくても貨物を早急に引取りたい場合には、税関に相談する。

6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合（予備申告を行っていない場合）

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控により行う。

- (3) システム復旧後、申告が自動起動して簡易審査扱いとなった場合は、NACCSから配信された輸入許可通知書等、納付書又は納付番号通知情報を速やかに税関へ提出して、輸入許可通知情報等、納付書又は納付番号通知情報の削除を依頼する。

なお、納付方法が口座振替（リアルタイム口座振替を含む。）の場合で、二重納付となった場合は、還付の手続を行う。

また、システム復旧後に当該申告が自動起動しなかった場合で、書面による許可又は承認を受けた場合は、速やかに「輸入申告事項呼出し」業務（IDB）を利用して、輸入申告等事項を再度登録する。（輸入申告等事項を再度登録することにより、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動は解除される。）

- (4) 税関システムの障害発生中は、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動での輸入申告等を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の前記4.「「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)により、また、許可保留となった場合は、この節の前記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

7. 予備申告後の本申告が未登録の場合

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、NACCSから配信された当該予備申告の申告控を税関へ提出して、当該予備申告の撤回を依頼する。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「輸入申告」業務（IDC）を利用して、本申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の前記4.「「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)により、また、許可保留となった場合は、この節の前記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

8. 予備申告後で搬入時・開庁時・貨物到着即時・積荷目録事前報告時申告自動起動の旨が登録済みの場合

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控により行う。

- (3) システム復旧後、申告が自動起動して簡易審査扱いとなった場合は、NACCSから配信された輸入許可通知書等、納付書又は納付番号通知情報を速やかに税関へ提出して、輸入許可通知情報等、納付書又は納付番号通知情報の削除を依頼する。

なお、納付方法が口座振替（リアルタイム口座振替を含む。）の場合で、二重納付となった場合は、還付の手続を行う。

また、システム復旧後に当該申告が自動起動しなかった場合で、書面による許可又は承認を受けた場合は、速やかに「輸入申告」業務（IDC）で申告条件コードを「T」に変更入力した上で、再度輸入申告等を登録するとともに、NACCSから配信された当該予備申告の輸入申告等控を税関へ提出して、当該予備申告の撤回を依頼する。

- (4) 税関システムの障害発生中は、搬入時申告自動起動、開庁時申告自動起動、貨物到着即時及び積荷目録事前報告時申告自動起動での輸入申告等を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の前記4.「「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)により、また、許可保留となった場合は、この節の前記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

9. 輸入（引取）許可後、特例申告業務が未登録の場合

- (1) 特例申告（特例委託特例申告、一括特例申告及び一括特例委託特例申告を含む。）については、書面により行う。
- (2) 入力控が配信されている場合は、当該入力控を「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（税関様式C第5020号）に代えて提出する。この場合、入力控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、特例申告又は特例委託特例申告の場合は「輸入申告」業務（IDC）を利用し、また、一括特例申告又は一括特例委託特例申告の場合は「一括特例申告」業務（TKC01）を利用して特例申告を行って差し支えない。

10. 輸入許可前貨物引取承認申請の場合

- (1) システム障害発生中の輸入許可前貨物引取承認申請の税関手続については、この節の前記1.「システム障害発生中の提出書類」から8.「予備申告後で搬入時・開庁時・貨物到着即時・積荷目録事前報告時申告自動起動の旨が登録済みの場合」までによる。
- (2) 担保については、新規に提供する個別担保は使用可能であるが、NACCSに登録済みの据置担保を使用することはできない。ただし、納税額を超える据置担保の残高が明らかにある場合には、その旨を示す書類を税関に提出すること等により、輸入許可前貨物引取が承認されたものとして貨物を引取ることが可能となる。また、納税額を超える残高が明らかでな

くても貨物を早急に引取りたい場合には、税関に相談する。

第4節 輸出申告関係

この節において「輸出申告等」とは、輸出申告のほか積戻し申告、展示等積戻し申告及び特定輸出申告を含む。

また、「輸出申告等入力控」、「輸出申告等控」及び「輸出許可通知書等」とは、前記の各申告手続に係る入力控、申告控及び許可通知書を含む。

なお、「特定委託輸出申告」及び「特定製造者輸出申告」については、関税法施行令第59条の5第4項の規定により、NACCSを使用して行わなければならないことから、NACCSの障害発生中は、これらの制度を利用しない輸出申告に切り替えて申告する必要がある。

1. システム障害発生中の提出書類

システム障害発生中の輸出申告等については、「輸出申告書」（税関様式C第5010号）によるほか、NACCSから配信された輸出申告等入力控（以下この節において「入力控」という。）又は輸出申告等申告控（以下この節において「申告控」という。）等に通関業者印及び通関士印を押印したものを税関に提出することとして差し支えない。

なお、システム障害発生中に書面による手続を行った場合は、NACCSでの後処理登録は要しない。

2. 「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合

- (1) 輸出申告等については、「輸出申告書」（税関様式C第5010号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「輸出申告事項登録」業務（EDA）を利用して輸出申告事項登録を行い、「輸出申告」業務（EDC）を利用して輸出申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の後記4.「「輸出申告」業務（EDC）が登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」による。

3. 「輸出申告事項登録」業務（EDA）が登録済みで、「輸出申告」業務（EDC）が未登録の場合

- (1) 輸出申告等については、「輸出申告書」（税関様式C第5010号）により行う。
- (2) 入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「輸出申告書」（税関様式C第5010号）に代えて提出することができる。この場合は、入力控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された入力控により行う。

- (4) 税関システムの障害発生中は、「輸出申告」業務（EDC）を利用して輸出申告等を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の後記4.「「輸出申告」業務（EDC）が登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

4. 「輸出申告」業務（EDC）が登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「輸出申告」業務（EDC）を利用して輸出申告等を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いに選定された場合は、前記(1)及び(2)による。

5. 輸出許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された申告控又は入力控1通（許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控又は入力控により行う。
- (3) システム復旧後、NACCSから輸出許可通知書等が配信された場合は、速やかに税関へ提出する。

6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、申告が自動起動して簡易審査扱いとなった場合は、NACCSから配信された輸出許可通知書等を速やかに税関へ提出する。

また、システム復旧後に当該申告が自動起動しなかった場合で、書面による許可を受けた場合は、速やかに「輸出申告事項呼出し」業務（EDB）を利用して、輸出申告事項を再度登録する。（輸出申告事項を再度登録することにより、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動は解除される。）

- (4) 税関システムの障害発生中は、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動での輸出申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の前記4.「「輸出申告」業務（EDC）が登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

7. 輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合

- (1) 変更前申告官署の申告撤回については、「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）により行う。
- (2) 変更後申告官署への輸出等申告については、前記2. 「「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合」による。

8. 輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「輸出申告変更（官署変更）」業務（EDY）が未登録の場合

- (1) 変更後申告官署への輸出等申告については、前記2. 「「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合」による。
- (2) システム復旧後、変更前申告官署に対して官署変更から申告撤回への変更を依頼する。

9. 「輸出申告変更（官署変更）」業務（EDY）が登録済みで、「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合

変更後申告官署への輸出等申告については、前記2. 「「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合」による。

10. 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（EAA）が未登録の場合

輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。

11. 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（EAA）が登録済みで、「輸出許可内容変更申請」業務（EAC）が未登録の場合

- (1) 輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。この場合、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム復旧後、税関へ連絡した上で、「輸出許可内容変更申請」業務（EAC）を実施し、NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書又は輸出許可内容変更申請控を税関へ提出する。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「輸出許可内容変更申請」業務（EAC）を行って差し支えないが、書類審査扱いに選定された場合は、この節の後記13.「輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

12. 「輸出許可内容変更申請」業務（EAC）が登録済みで、輸出許可内容変更申請控が未配信

の場合（書類審査扱い）

- (1) 輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。この場合、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム復旧後、NACCSから配信された輸出許可内容変更申請控を税関へ提出する。

13. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。この場合は、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム復旧後、NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書を税関へ提出する。

14. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

NACCSから配信された輸出許可内容変更申請控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

15. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された輸出許可内容変更申請控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書を税関へ提出する。

第5節 別送品輸出申告関係

1. システム障害発生中の提出書類

システム障害発生中の申告書等については、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告

書」（税関様式C第5340号）によるほか、NACCSから配信された別送品輸出申告入力控（以下この節において「入力控」という。）又は別送品輸出申告控（以下この節において「申告控」という。）に通関業者印及び通関士印を押印したものを税関に提出することとして差し支えない。

なお、システム障害発生中に書面による手続を行った場合は、NACCSでの後処理登録は要しない。

2. 「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が未登録の場合

- (1) 別送品輸出申告については、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）を利用して事項登録を行い、「別送品輸出申告」業務（UEC）で別送品輸出申告を行って差し支えないが、申告後の手続きは、この節の後記4.「別送品輸出申告業務（UEC）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

3. 「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が登録済みで、「別送品輸出申告」業務（UEC）が未登録の場合

- (1) 別送品輸出申告については、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）により行う。
- (2) 入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）に代えて提出することができる。この場合は、入力控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された入力控により行う。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「別送品輸出申告」業務（UEC）を行って差し支えないが、申告後の手続きは、この節の後記4.「「別送品輸出申告」業務（UEC）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

4. 「別送品輸出申告」業務（UEC）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「別送品輸出申告」業務（UEC）を行って差し支えないが、申告後の手続きは、前記(1)及び(2)による。

5. 別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) N A C C Sから配信された申告控1通（許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、N A C C Sから配信された別送品輸出許可通知書を速やかに税関へ提出する。

6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合

- (1) N A C C Sから配信された申告控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後に当該申告が自動起動しなかった場合で、書面による許可を受けた場合は、速やかに「別送品輸出申告事項呼出し」業務（U E B）を利用して、別送品輸出申告事項を再度登録する。（別送品輸出申告事項を再度登録することにより、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動は解除される。）
- (4) 税関システムの障害発生中は、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動での輸出申告を行って差し支えないが、申告後の手続は、この節の前記4.「別送品輸出申告」業務（U E C）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

7. 別送品輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合

- (1) 変更前申告官署の申告撤回については、「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）により行う。
- (2) 変更後申告官署への輸出等申告については、前記2.「別送品輸出申告事項登録」業務（U E A）が未登録の場合」による。

8. 別送品輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「別送品輸出申告変更（官署変更）」業務（U E Y）が未登録の場合

- (1) 変更後申告官署への輸出等申告については、前記2.「輸出申告事項登録」業務（U E A）が未登録の場合」による。
- (2) システム復旧後、変更前申告官署に対して官署変更から申告撤回への変更を依頼する。

9. 「別送品輸出申告変更（官署変更）」業務（U E Y）が登録済みで、「別送品輸出申告事項登録」業務（U E A）が未登録の場合

変更後申告官署への輸出等申告については、前記2.「別送品輸出申告事項登録」業務（U E

A) 」による。

10. 「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（UAA）が未登録の場合

別送品輸出許可内容変更申請の税関手続は、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。

11. 「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（UAA）が登録済みで、「輸出許可内容変更申請」業務（UAC）が未登録の場合

- (1) 別送品輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 別送品輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。この場合、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム復旧後、税関へ連絡した上で、「別送品輸出許可内容変更申請」業務（UAC）を実施する。NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書又は輸出許可内容変更申請控を税関へ提出する。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「別送品輸出許可内容変更申請」業務（UAC）を行って差し支えないが、書類審査扱いに選定された場合は、この節の後記 11. 「別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

12. 「別送品輸出許可内容変更申請」業務（UAC）が登録済みで、別送品輸出許可内容変更申請控が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 別送品輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 別送品輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。この場合、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム復旧後、NACCSから配信された別送品輸出許可内容変更申請控を税関へ提出する。

13. 別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 別送品輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 別送品輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控

を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。
この場合、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

- (3) システム復旧後、NACCSから配信された別送品輸出許可内容変更通知書を税関へ提出する。

14. 別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

NACCSから配信された別送品輸出許可内容変更申請控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

15. 別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された別送品輸出許可内容変更申請控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、NACCSから配信された別送品輸出許可内容変更通知書を税関へ提出する。

第6節 他所蔵置関係

1. 「他所蔵置許可申請」業務（TYC）が未登録の場合

他所蔵置許可申請業務については、「他所蔵置許可申請書」（税関様式C第3000号）により行う。

2. 「他所蔵置許可申請」業務（TYC）が登録済みで税関での審査終了が未登録の場合

- (1) 他所蔵置許可申請業務については、「他所蔵置許可申請書」（税関様式C第3000号）により行う。
- (2) 他所蔵置許可申請控情報がNACCSから配信されている場合は、当該申請控を「他所蔵置許可申請書」（税関様式C第3000号）に代えて提出することができる。この場合、申請控2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム障害発生中に他所蔵置許可された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された他所蔵置許可申請書を添付する。

- (4) システム復旧後において、他所蔵置許可された貨物について、NACCSにより通関手続を行う場合は、税関において他所蔵置許可の旨が登録された後に行う。

3. 「他所蔵置許可申請」業務（TYC）が登録済みで税関での審査終了が登録済みの場合（他所蔵置許可通知情報が未配信の場合）

- (1) NACCSから配信された他所蔵置許可申請控情報2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、NACCSから配信された他所蔵置許可通知情報を税関へ提出する。

4. 「他所蔵置許可申請」業務（TYC）が登録済みで、他所蔵置許可期間を経過した場合

- (1) システム障害発生中に他所蔵置許可期間を経過して引き続き他所蔵置の必要がある場合は、「他所蔵置許可申請書」（税関様式C第3000号）で他所蔵置許可期間の延長承認申請を行う。
- (2) システム障害発生中に他所蔵置許可延長申請された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された他所蔵置許可延長承認申請書を添付する。
- (2) システム復旧後において、他所蔵置許可延長承認申請された貨物について、NACCSにより通関手続を行う場合は、税関において他所蔵置許可の旨が登録された後に行う。

第7節 本船・ふ中扱い承認申請関係

1. 「本船・ふ中扱い承認申請」業務（HFC）が未登録の場合

- (1) 本船・ふ中扱い承認申請については、「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」（税関様式C第5250号）により行う。

2. 本船・ふ中扱い承認申請控が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 本船・ふ中扱い承認申請については、「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請書」（税関様式C第5250号）により行う。
- (2) システム障害発生中に本船・ふ中扱いが承認された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された本船・ふ中扱い承認書を添付する。
- (3) システム復旧後において、本船・ふ中扱いが承認された貨物について、NACCSにより通関手続を行う場合は、税関において本船・ふ中扱い承認の旨が登録された後に行う。

3. 本船・ふ中扱い承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 本船・ふ中扱い承認申請については、「本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請

書」（税関様式C第5250号）により行う。

- (2) システム障害発生中に本船・ふ中扱いが承認された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された本船・ふ中扱い承認書を添付する。
- (3) システム復旧後、NACCSから配信された「本船・ふ中扱い承認通知書」を税関へ提出する。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「本船・ふ中扱い承認申請」業務（HFC）を行って差し支えないが、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記4.「本船・ふ中扱い承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

4. 本船・ふ中扱い承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された「本船・ふ中扱い承認申請控」2通（原本用、承認書用）に申請者印を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) システム障害発生中に本船・ふ中扱いが承認された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された本船・ふ中扱い承認書を添付する。
- (3) システム復旧後において、本船・ふ中扱いが承認された貨物について、NACCSにより通関手続を行う場合は、税関において本船・ふ中扱い承認の旨が登録された後に行う。

5. 本船・ふ中扱い承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された「本船・ふ中扱い承認申請控」2通（原本用、承認書用）に申請者印を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) システム障害発生中に本船・ふ中扱いが承認された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された本船・ふ中扱い承認書を添付する。
- (3) システム復旧後、申請者は、NACCSから配信された本船・ふ中扱い承認通知書を税関へ提出する。

第8節 指定地外貨物検査許可申請関係

1. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（AEC）が未登録の場合

指定地外貨物検査許可申請業務については、「指定地外貨物検査許可申請書」（税関様式C第5390号）により行う。

2. 指定地外貨物検査許可申請控情報が未配信の場合

指定地外貨物検査許可申請業務については、「指定地外貨物検査許可申請書」（税関様式C

第5390号) により行う。

3. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（AEC）が登録済みで、指定地外貨物検査許可手数料が未納の場合

- (1) NACCSから配信された指定地外貨物検査許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、納付すべき指定地外貨物検査許可手数料について、印紙を裏面に貼付して行う。
- (2) MPN納付の場合でシステム復旧後、納付番号通知情報（手数料）が配信された場合は、当該情報を速やかに税関へ提出する。
- (3) 指定地外貨物検査許可申請が許可された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された指定地外貨物検査許可書を添付する。

4. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（AEC）が登録済みで、指定地外貨物検査許可手数料がMPN納付済みの場合

- (1) NACCSから配信された指定地外貨物検査許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、指定地外貨物検査許可手数料をMPN納付で納付した際に出力された利用明細票等を添付して税関へ提出する。
- (2) 指定地外貨物検査許可申請が許可された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された指定地外貨物検査許可書を添付する。

第4章 航空関係

第1節 監視関係

1. 「旅客又は乗組員に関する事前報告」業務（PLR01・NLR01）が未登録の場合

- (1) 旅客又は乗組員に関する事前報告については、「旅客氏名表〔航空機〕」（税関様式C第2055号）又は「乗組員氏名表〔航空機〕」（税関様式C第2060号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「旅客氏名表報告」業務（PLR01）又は「乗組員氏名表報告」業務（NLR01）を行って差し支えないが、税関から書面による事前報告を求められた場合は、NACCSから配信された旅客氏名表控又は乗組員氏名表控を印刷したものを提出する。

2. 「積荷目録事前報告」業務（ADM01）が未登録の場合

- (1) 積荷目録に関する事前報告については、システム復旧後に「積荷目録事前報告」業務（ADM・ADM01）等を登録する旨を税関へ報告し承諾を得る。ただし、税関から書面によ

る事前報告を求められた場合は、「積荷目録〔航空機〕」（税関様式C第2035号）により行う。

(2) システム復旧後、航空会社等は、貨物状況に合わせて「積荷目録事前報告」業務（ADM・ADM01）等を実施する。

(3) 税関システムの障害発生中は、「積荷目録事前報告」業務（ADM・ADM01）等を行って差し支えないが、税関から書面による事前報告を求められた場合は、NACCSに登録した積荷目録の情報を印刷したものを提出する。

3. 「入港届」業務（GIR01）が未登録の場合

(1) 入港届については、「入出港届（乗組員氏名表兼用）〔航空機〕」（税関様式C第2010号）により行う。

(2) 税関システムの障害発生中は、「入港届等」業務（GIR・GIR01）を行って差し支えないが、税関から書面による提出を求められた場合は、NACCSから配信された入港届受理通知情報を印刷したものを提出する。

4. 「入港届」業務（GIR01）が登録済みで、入港届受理通知情報が未配信の場合

(1) 入港届については、「入出港届（乗組員氏名表兼用）〔航空機〕」（税関様式C第2010号）により行う。

(2) 税関システムの障害発生中は、「入港届等」業務（GIR・GIR01）を行って差し支えないが、税関から書面による提出を求められた場合は、NACCSから配信された入港届受理通知情報を印刷したものを提出する。

5. 「出港届」業務（GOR01）が未登録の場合

(1) 出港届については、「入出港届（乗組員氏名表兼用）〔航空機〕」（税関様式C第2010号）により行う。

(2) 税関システムの障害発生中は、「出港届等」業務（GOR・GOR01）を行って差し支えないが、税関から書面による提出を求められた場合は、NACCSから配信された出港許可通知書を印刷したものを提出する。

6. 「出港届」業務（GOR01）が登録済みで、出港許可通知書が未配信の場合

(1) 出港届については、「入出港届（乗組員氏名表兼用）〔航空機〕」（税関様式C第2010号）により行う。

(2) システム復旧後、航空会社等は、NACCSから配信された出港許可通知書を速やかに税関へ提出する。

7. 「船舶・航空機資格変更届」業務（KPC01）が未登録の場合

航空機資格変更届については、「船舶・航空機資格変更届」（税関様式C第2240号）により行う。

8. 航空機資格変更届控が未配信の場合

航空機資格変更届については、「船舶・航空機資格変更届」（税関様式C第2240号）により行う。

9. 航空機資格証書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

NACCSから配信された航空機資格変更届控2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、税関へ提出する。

10. 航空機資格証書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された航空機資格変更届控2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、航空機資格証書が配信された場合は、当該航空機資格証書を税関へ提出する。

11. 「内国貨物運送承認申請」業務（DCC）が未登録の場合

- (1) 内国貨物運送申告については、「内国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4030号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「内国貨物運送申告」業務（DCC）を行って差し支えないが、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記14.「内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

12. 内国貨物運送申告控情報が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 内国貨物運送申告については、「内国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4030号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「内国貨物運送申告（承認）変更」業務（DCE）を利用して、当該内国貨物運送申告を取り消す。

13. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 内国貨物運送申告については、「内国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4030号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、NACCSから配信された内国貨物運送承認通知書（運送目録兼用）を税関へ提出して、「内国貨物運送申告（承認）変更」業務（DCE）を利用して、当該内国貨物運送承認を取り消す。

- (3) 税関システムの障害発生中は、「内国貨物運送申告」業務（DCC）を行って差し支えないが、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 14. 「内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

14. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された「内国貨物運送申告控情報」3通（原本用、承認書用、到着証明用）に申告者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) 承認後における一連の運送手続は、交付した内国貨物運送申告控情報（承認書用、到着証明用）により処理する。
- (3) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「内国貨物運送申告（承認）変更」業務（DCE）を利用して、当該内国貨物運送申告を取り消す。

15. 内国貨物運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された内国貨物運送申告控情報3通（原本用、承認書用、到着証明用）に申告者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) 承認後における一連の運送手続は、交付された内国貨物運送申告控情報（承認書用、到着証明用）により処理する。
- (3) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、NACCSから配信された内国貨物運送承認通知書（運送目録兼用）を税関へ提出して、「内国貨物運送申告（承認）変更」業務（DCE）を利用して、当該内国貨物運送承認を取り消す。

16. 「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請」業務（APA）が未登録の場合

指定地外・船陸・船舶間交通許可申請については、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」（税関様式C第2210号）により行う。

17. 指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控が未配信の場合

- (1) 指定地外・船陸・船舶間交通許可申請については、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」（税関様式C第2210号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請」業務（APA）を利用して、当該指定地外／船陸／船舶間交通許可申請を取り消す。

18. 指定地外／船陸／船舶間交通許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

合)

- (1) N A C C Sから配信された指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、N A C C Sでの後処理登録として、「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請」業務（A P A）を利用して、当該指定地外／船陸／船舶間交通許可申請を取り消す。

19. 指定地外／船陸／船舶間交通許可通知情報が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) N A C C Sから配信された指定地外／船陸／船舶間交通許可申請控2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、指定地外／船陸／船舶間交通許可通知書が配信された場合は、当該許可通知書を税関へ提出する。

20. 時間外貨物積卸届の取扱い

- (1) 時間外貨物積卸届については、「開庁時間外貨物の積卸届」（税関様式C第2110号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「航空時間外貨物積卸届」業務（O V T）を利用して時間外貨物積卸届を行い、その旨を税関へ報告する。ただし、税関から書面による提出を求められた場合は、N A C C Sから配信された航空開庁時間外貨物積卸届情報を印刷したものを提出する。

第2節 保税関係

1. 「保税運送申告」業務（G O L 0 1・O L T 0 1）が未登録の場合（包括保税運送承認に係る個別運送又は特定保税運送が未登録の場合を含む。）

- (1) 保税運送申告から運送先保税地域搬入までについては、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4000号）により行う。
- (2) システム復旧後、N A C C Sでの後処理登録は、次による。
 - イ 発送地の保税地域は、書面による保税運送承認書（送り状）に基づき、「搬出確認登録」業務（O U T）により、搬出確認情報を登録する。ただし、「搬出確認登録」業務（O U T）を利用して搬出確認情報を登録することができない場合は、発送地の税関の指示に従う。
 - ロ 到着地の保税地域は、書面による保税運送承認書に基づき、「搬入確認登録（システム対象外保税運送）」業務（O I N）を利用して、搬入確認情報を登録する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「保税運送申告（一括）」業務（G O L 0 1）又は「保税運送

申告（一括）」業務（OLTO1）を行って差し支えないが、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記4.「保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

2. 保税運送申告控が未配信の場合（書類審査扱い）

(1) 保税運送申告から運送先保税地域搬入までについては、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4000号）により行う。

(2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録は、次による。

イ 「保税運送申告（承認）変更」業務（COTO1）を利用して、当該保税運送申告を取り消す。

ロ 発送地の保税地域は、書面による保税運送承認書（送り状）に基づき、「搬出確認登録」業務（OUT）を利用して、搬出確認情報を登録する。ただし、「搬出確認登録」業務（OUT）で搬出確認情報を登録することができない場合は、発送地の税関の指示に従う。

ハ 到着地の保税地域は、書面による保税運送承認書に基づき、「搬入確認登録（システム対象外保税運送）」業務（OIN）を利用して、搬入確認情報を登録する。

3. 保税運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）（包括保税運送承認に係る個別運送又は特定保税運送が登録済みの場合を含む。）

(1) 保税運送申告から運送先保税地域搬入までについては、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C第4000号）により行う。

(2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録は、次による。

イ NACCSから配信された保税運送承認通知書（運送目録兼用）を速やかに税関へ提出して、「保税運送申告（承認）変更」業務（COTO1）を利用して、当該保税運送承認の取消しを申請する。

ロ 発送地の保税地域は、書面による保税運送承認書（送り状）に基づき、「搬出確認登録」業務（OUT）を利用して、搬出確認情報を登録する。ただし、「搬出確認登録」業務（OUT）を利用して搬出確認情報を登録することができない場合は、発送地の税関の指示に従う。

ハ 到着地の保税地域は、書面による保税運送承認書に基づき、「搬入確認登録（システム対象外保税運送）」業務（OIN）を利用して、搬入確認情報を登録する。

(3) 税関システムの障害発生中は、「保税運送申告（一括）」業務（GOL01）又は「保税運送申告（一括）」業務（OLTO1）を行って差し支えないが、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記4.「保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

4. 保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) N A C C Sから配信された保税運送申告控3通（原本用、承認書用、到着証明用）に申告者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) 承認後における一連の運送手続は、交付された保税運送申告控（承認書用、到着証明用）により処理する。
- (3) システム復旧後、N A C C Sでの後処理登録は、この節の前記2.「保税運送申告控が未配信の場合（書類審査扱い）」(2)による。

5. 保税運送承認通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了業務が登録済みの場合）

- (1) N A C C Sから配信された保税運送申告控3通（原本用、承認書用、到着証明用）に申告者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) 承認後における一連の運送手続は、交付された保税運送申告控（承認書用、到着証明用）により処理する。
- (3) システム復旧後、N A C C Sでの後処理登録は、この節の前記3.「保税運送承認通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）（包括保税運送承認に係る個別運送又は特定保税運送が登録済みの場合を含む。）」(2)による。

6. 保税運送承認通知書、個別運送受付情報又は特定保税運送受付情報が配信済みで、発送地の保税地域における「搬出確認登録」業務（O U T）が未登録の場合

- (1) 発送地の保税地域における搬出手続については、保税運送承認通知書、S F T情報又は特定保税運送受付情報を利用して、書面により行う。
- (2) システム復旧後、発送地の保税地域は、N A C C Sでの後処理登録として、「搬出確認登録」業務（O U T）を利用して、搬出確認情報を登録する。ただし、「搬出確認登録」業務（O U T）を利用して搬出確認情報を登録することができない場合は、発送地の税関の指示に従う。

なお、到着地の保税地域において書面による搬入手続を行っている場合は、N A C C Sでの後処理登録として、「搬入確認登録（システム対象内保税運送）」業務（B I N O 1）を利用して、搬入確認情報を登録する。

7. 発送地の保税地域における「搬出確認登録」業務（O U T）が登録済みで、到着地の保税地域における「搬入確認登録」業務（B I N O 1）が未登録の場合

- (1) 到着地の保税地域における搬入手続については、保税運送承認通知書、S F T情報又は特定保税運送受付情報を利用して、書面により行う。
- (2) システム復旧後、到着地の保税地域は、N A C C Sでの後処理登録として、「搬入確認登録（システム対象内保税運送貨物）」業務（B I N O 1）を利用して、搬入確認情報を登録

する。

なお、到着地の保税地域がシステム不参加の場合は、到着地税関において、到着確認情報を登録する。

8. 「見本持出許可申請」業務（MMA）が未登録の場合

- (1) 見本持出許可申請については、「見本持出許可申請書」（税関様式C第3060号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「見本持出許可申請」業務（MMA）を行って差し支えないが、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 11. 「見本持出許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

9. 見本持出許可申請控が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 見本持出許可申請については、「見本持出許可申請書」（税関様式C第3060号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「見本持出許可申請取消」業務（MMC）を利用して、当該見本持出許可申請を取り消す。

10. 見本持出許可通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 見本持出許可申請については、「見本持出許可申請書」（税関様式C第3060号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSから配信された見本持出許可通知書を税関へ提出して、当該見本持出許可の取消しを依頼する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「見本持出許可申請」業務（MMA）を行って差し支えないが、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 11. 「見本持出許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

11. 見本持出許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された見本持出許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、書面により行う。
- (3) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「見本持出取消」業務（MMC）を利用して、当該見本持出許可申請を取り消す。

12. 見本持出許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された見本持出許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、税関へ提出する。

- (2) 保税地域からの搬出手続については、書面により行う。
- (3) システム復旧後、NACCSから配信された見本持出許可通知書を税関へ提出して、当該見本持出許可の取消しを依頼する。

13. 「貨物取扱許可申請」業務（AHD）が未登録の場合

- (1) 貨物取扱許可申請については、「貨物取扱い許可申請書」（税関様式C第3110号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「貨物取扱い許可申請」業務（AHD）を行って差し支えないが、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 16. 「貨物取扱許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

14. 貨物取扱許可申請控が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 貨物取扱許可申請については、「貨物取扱い許可申請書」（税関様式C第3110号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「貨物取扱取消」業務（AHH）を利用して、当該貨物取扱許可申請を取り消す。

15. 貨物取扱許可通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 貨物取扱許可申請については、「貨物取扱い許可申請書」（税関様式C第3110号）により行う。
- (2) システム復旧後、NACCSから配信された貨物取扱許可通知書を税関へ提出して、当該貨物取扱許可の取消しを依頼する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「貨物取扱許可申請」業務（CHD）を行って差し支えないが、書類審査扱いとなった場合は、この節の後記 16. 「貨物取扱許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

16. 貨物取扱許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された貨物取扱許可申請控2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、NACCSでの後処理登録として、「貨物取扱許可申請取消」業務（AHH）を利用して、当該貨物取扱許可申請を取り消す。

17. 貨物取扱許可通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) NACCSから配信された貨物取扱許可申請控2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、NACCSから配信された「貨物取扱許可通知書」を税関に提出して、

貨物取扱許可の取消しを依頼する。

18. 貨物の搬出入手続処理

- (1) 保税地域における貨物の搬出入手続については、書面による許可・承認書等により行い、搬入した貨物に品目の相違、数量の過不足、重大な損傷又はそれに準じる異常があった場合は、直ちに税関へ報告する。

また、システム復旧後に、貨物の搬出入情報をNACCSへ登録した際にエラーとなった場合は、直ちに税関へ報告する。

- (2) 税関システムの障害発生中、貨物移動差止の登録がされた貨物については、税関において貨物差止解除の情報を登録することができないことから、差止貨物を搬出する場合は税関へ連絡する。

また、事故貨物又は訂正保留となった貨物については、税関において事故貨物の確認又は訂正保留の解除の情報を登録するまでの間、後続業務を実施することができないことから留意すること。

第3節 輸入申告関係

この節において「輸入申告等」とは、輸入申告のほか蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、展示等申告、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告、輸入許可前貨物引取承認申請、蔵出輸入許可前貨物引取承認申請、移出輸入許可前貨物引取承認申請、総保出輸入許可前貨物引取承認申請、輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告（注1）を含む。

また、「輸入申告等入力控」、「輸入（納税）申告等控」及び「輸入許可通知書等」とは、前記の各申告・申請手続に係る入力控、申告・申請控及び許可・承認通知書を含む。

なお、NACCSの障害発生中は、口座振替（リアルタイム口座振替を含む。）、MPN納付（注2）及びNACCSに登録済みの据置担保を使用することはできないことから、留意すること（新規に提供する個別担保は使用可能。）。

さらに、NACCSの障害発生中に搬入時申告自動起動、開庁時申告自動起動、到着即時申告自動起動及び積荷目録事前報告時申告自動起動を行っている輸入申告等について、書面による手続を行った場合は、システム復旧後に二重許可となってしまう場合もあることから、必ず事前に税関へ相談した上で、手続を行うこととする。

（注1）この節において輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告には、特例委託輸入（引取）申告及び特例委託輸入（引取・特例）を含む。

（注2）納付番号通知情報がNACCSから配信された後にシステム障害が発生した場合は、税関が申告番号を記入したマニュアル納付書で納付することにより、許可等を受けることが

可能となる。

この場合、システム復旧後に税関において納付方法を直納扱いに変更することから、NACCSから配信された納付書（直納）については税関へ提出する必要があるので留意する。

1. システム障害発生中の提出書類

システム障害発生中の輸入申告等については、「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（税関様式C第5020号）又は「展示等申告書（運送申告書）」（税関様式C第3340号）によるほか、NACCSから配信された輸入申告等入力控（以下この節において「入力控」という。）又は輸入申告等控（以下この節において「申告控」という。）に通関業者印及び通関士印を押印したものを税関に提出して差し支えない。

なお、システム障害発生中に書面による税関手続を行った場合は、NACCSでの後処理登録は要しない。

2. 「輸入申告事項登録」業務（IDA）が未登録の場合

- (1) 輸入申告等については、「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（税関様式C第5020号）又は「展示等申告書（運送申告書）」（税関様式C第3340号）等により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「輸入申告事項登録」業務（IDA）を利用して輸入申告等事項登録を行い、「輸入申告」業務（IDC）を利用して輸入申告等を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の後記4.「「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」により、また、許可保留となった場合は、この節の後記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

3. 「輸入申告事項登録」業務（IDA）が登録済みで、「輸入申告」業務（IDC）が未登録の場合

- (1) 輸入申告等については、「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（税関様式C第5020号）又は「展示等申告書（運送申告書）」（税関様式C第3340号）により行う。
- (2) 入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（税関様式C第5020号）又は「展示等申告書（運送申告書）」（税関様式C第3340号）に代えて提出することができる。この場合は、入力控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

(※ 会計検査院用への提出が必要な場合は、さらに会計検査院用の「入力控」を提出する。
以下この節において同じ。)

(3) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された「入力控」により行う。

(4) 税関システムの障害発生中は、「輸入申告」業務（IDC）を利用して輸入申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の後記4.「「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)により、また、許可保留となった場合は、この節の後記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

4. 「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

(1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

(2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控により行う。

(3) 税関システムの障害発生中は、「輸入申告」業務（IDC）を利用して輸入申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、前記(1)及び(2)により、また、許可保留となった場合は、この節の後記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

5. 輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）

(1) NACCSから配信された申告控又は入力控1通（許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、税関へ提出する。

(2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控又は入力控により行う。

(3) システム復旧後、NACCSから輸入許可通知書等、納付書又は納付番号通知情報が配信された場合は、速やかに税関へ提出して、輸入許可通知情報等、納付書又は納付番号通知情報の削除を依頼する。

なお、納付方法が口座振替（リアルタイム口座振替を含む。）で、二重納付となった場合は、還付の手続を行う。

(4) 納付方法が口座振替であって、NACCS専用口座内納税用資金又は納期限延長に係る据置担保について、システムによる残高照会が行えないものの、納税額を超える残高が明らかにある場合には、その旨を示す書類を税関に提出すること等により、輸入許可前貨物引取が承認されたものとして貨物を引取ることが可能となる（システムの障害発生中における輸入

許可前引取り承認申請の手続については、後記 10.「輸入許可前貨物引取承認申請の場合」を参照。）。また、納税額を超える残高が明らかでなくても貨物を早急に引取りたい場合には、税関に相談する。

6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合（予備申告を行っていない場合）

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、申告が自動起動して簡易審査扱いとなった場合は、NACCSから配信された輸入許可通知書等、納付書又は納付番号通知情報を速やかに税関へ提出して、輸入許可通知情報等、納付書又は納付番号通知情報の削除を依頼する。

なお、納付方法が口座振替（リアルタイム口座振替を含む。）で、二重納付となった場合は、還付の手続を行う。

また、システム復旧後に当該申告が自動起動しなかった場合で、書面による許可又は承認を受けた場合は、速やかに「輸入申告事項呼出し」業務（IDB）を利用して輸入申告等事項を再度登録する。（輸入申告等事項を再度登録することにより、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動は解除される。）

- (4) 税関システムの障害発生中は、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動での輸入申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の前記4.「「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)により、また、許可保留となった場合は、この節の前記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

7. 予備申告後の本申告が未登録の場合

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、NACCSから配信された当該予備申告の輸入申告等控を税関へ提出して、当該予備申告の申告撤回を依頼する。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「輸入申告」業務（IDC）を利用して本申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の前記4.「「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)により、また、許可保留となった

場合は、この節の前記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

8. 予備申告後で搬入時・開庁時・貨物到着即時・積荷目録事前報告時申告自動起動の旨が登録済みの場合

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印又は承認印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、申告が自動起動して簡易審査扱いとなった場合は、申告者は、NACCSから配信された輸入許可通知書等、納付書又は納付番号通知情報を速やかに税関へ提出して、輸入許可通知情報等、納付書又は納付番号通知情報の削除を依頼する。

なお、納付方法が口座振替（リアルタイム口座振替を含む。）で、二重納付となった場合は、還付の手続を行う。

また、システム復旧後に当該申告が自動起動しなかった場合で、書面による許可又は承認を受けた場合は、速やかに「輸入申告」業務（IDC）で申告条件コードを「T」に変更入力した上で、再度輸入申告等を登録するとともに、NACCSから配信された当該予備申告の輸入申告等控を税関へ提出して、当該予備申告の撤回を依頼する。

- (4) 税関システムの障害発生中は、搬入時申告自動起動、開庁時申告自動起動、貨物到着即時及び積荷目録事前報告時申告自動起動での輸入申告等を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の前記4.「「輸入申告」業務（IDC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書等が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)により、また、許可保留となった場合は、この節の前記5.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

9. 輸入（引取）許可後、特例申告業務が未登録の場合

- (1) 特例申告（特例委託特例申告、一括特例申告及び一括特例委託特例申告を含む。）については、書面により行う。
- (2) 入力控が配信されている場合は、当該入力控を「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（税関様式C第5020号）に代えて提出する。この場合は、入力控2通（原本用、許可・承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸入者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) 税関システムの障害発生中は、特例申告又は特例委託特例申告の場合は「輸入申告」業務（IDC）で、一括特例申告又は一括特例委託特例申告の場合は「一括特例申告」業務（TKC01）で特例申告を行って差し支えない。

10. 輸入許可前貨物引取承認申請の場合

- (1) システム障害発生中の輸入許可前貨物引取承認申請については、この節の前記1.「システム障害発生中の提出書類」から8.「予備申告後で搬入時・開庁時・貨物到着即時・積荷目録事前報告時申告自動起動の旨が登録済みの場合」までによる。
- (2) 担保については、新規に提供する個別担保は使用可能であるが、NACCSに登録済みの据置担保を使用することはできない。ただし、納税額を超える据置担保の残高が明らかにある場合には、その旨を示す書類を税関に提出すること等により、輸入許可前貨物引取が承認されたものとして貨物を引取ることが可能となる。また、納税額を超える残高が明らかでなくとも貨物を早急に引取りたい場合には、税関に相談する。

第4節 輸入マニフェスト申告関係

1. システム障害発生中の提出書類

システム障害発生中のマニフェスト等による輸入申告については、「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（税関様式C第5050号）によるほか、NACCSから配信された輸入マニフェスト通関申告控（以下この節において「申告控」という。）に通関業者印及び通関士印を押印の上、税関へ提出することとして差し支えない。

なお、システム障害発生中に書面による税関手続を行った場合は、NACCSでの後処理登録は要しない。

2. 「輸入マニフェスト通関申告」業務（MIC）が未登録の場合

- (1) 輸入マニフェスト通関申告については、「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（税関様式C第5050号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「輸入マニフェスト通関申告」業務（MIC）で輸入マニフェスト通関申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の後記3.「輸入マニフェスト通関申告業務（MIC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」による。

3. 「輸入マニフェスト通関申告」業務（MIC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本、許可書用）に通関業者印及び通関士印を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

(2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。

4. 輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱いの申告に係る輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）が未配信の場合を含む。）（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) 「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（税関様式C第5050号）により行う。
NACCSから申告控が配信されている場合は、当該申告控2通（原本、許可書用）に通関業者印及び通関士印を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）が配信された場合は、速やかに税関へ提出して、輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）情報の削除を依頼する。

5. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合

- (1) 「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（税関様式C第5050号）により行う。
- (2) システム復旧後、申告が自動起動し簡易審査扱いとなった場合は、申告者は、NACCSから配信された輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）を速やかに税関へ提出して、輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）情報の削除を依頼する。

6. 予備申告後の本申告が未登録の場合

この節の前記3.「「輸入マニフェスト通関申告」業務（MIC）が登録済みで（予備申告後の本申告を含む。）、輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」又は4.「輸入許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱いの申告に係る輸入許可通知書（輸入マニフェスト通関）が未配信の場合を含む。）（税関での審査終了が登録済みの場合）」による。

第5節 輸出申告関係

この節において「輸出申告等」とある場合は、輸出申告のほか積戻し申告、展示等積戻し申告及び特定輸出申告を含む。

また、「輸出申告等入力控」、「輸出申告等控」及び「輸出許可通知書等」とは、前記の各申告手続に係る入力控、申告控及び許可通知書を含む。

なお、特定委託輸出申告及び特定製造者輸出申告については、関税法施行令第59条の5第4項の規定により、NACCSを使用して行わなければならないことから、NACCSの障害発生中は、これらの制度を利用しない輸出申告に切り替えて申告する必要がある。

1. システム障害発生中の提出書類

システム障害発生中の申告書等については、「輸出申告書」（税関様式C第5010号）によるほか、NACCSから配信された輸出申告等入力控（以下この節において「入力控」という。）又は輸出申告等申告控（以下この節において「申告控」という。）等に通関業者印及び通関士印を押印の上、税関へ提出することとして差し支えない。

なお、システム障害発生中に書面による手続を行った場合は、NACCSでの後処理登録は要しない。

2. 「輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合

- (1) 輸出申告等については、「輸出申告書」（税関様式C第5010号）により行う。
- (2) 税関システム・ダウン中は、「輸出申告事項登録」業務（EDA）で事項登録を行い、「輸出申告」業務（EDC）で輸出申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の後記4.「輸出申告業務（EDC）登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」による。

3. 「輸出申告事項登録」業務（EDA）が登録済みで、「輸出申告」業務（EDC）が未登録の場合

- (1) 輸出申告等については、「輸出申告書」（税関様式C第5010号）により行う。
- (2) 申告者は、入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「輸出申告書」（税関様式C第5010号）に代えて提出することができる。この場合は、入力控2通（原本用、許可書用）通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された入力控により行う。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「輸出申告」業務（EDC）を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いに選定された場合は、この節の後記4.「「輸出申告」業務（EDC）が登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

4. 「輸出申告」業務（EDC）が登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) NACCSから配信された申告控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「輸出申告」業務（EDC）を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いに選定された場合は、前記(1)及び(2)による。

5. 輸出許可通知書等が未配信の場合（簡易審査扱い又は税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) N A C C Sから配信された申告控又は入力控1通（許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控又は入力控により行う。
- (3) システム復旧後、N A C C Sから配信された輸出許可通知書等を速やかに税関へ提出して、輸出許可通知情報等の削除を依頼する。

6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合

- (1) N A C C Sから配信された申告控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、申告が自動起動して簡易審査扱いとなった場合は、N A C C Sから配信された輸出許可通知書等を速やかに税関へ提出する。

また、システム復旧後に当該申告が自動起動しなかった場合で、書面による許可を受けた場合は、速やかに「輸出申告事項呼出し」業務（E D B）を利用して、輸出申告事項を再度登録する。（輸出申告事項を再度登録することにより、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動は解除される。）

- (4) 税関システムの障害発生中は、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動での輸出申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、この節の前記4. 「「輸出申告」業務（E D C）が登録済みで、輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

7. 輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合

- (1) 変更前申告官署の申告撤回については、「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）により行う。
- (2) 変更後申告官署への輸出等申告については、前記2. 「「輸出申告事項登録」業務（E D A）が未登録の場合」による。

8. 輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「輸出申告変更（官署変更）」業務（E D Y）が未登録の場合

- (1) 変更後申告官署への輸出等申告については、前記2. 「「輸出申告事項登録」業務（E D A）が未登録の場合」による。
- (2) システム復旧後、変更前申告官署に対して官署変更から申告撤回への変更を依頼する。

9. 「輸出申告変更（官署変更）」業務（E D Y）が登録済みで、「輸出申告事項登録」業務（E D A）が未登録の場合

変更後申告官署への輸出等申告については、前記2. 「「輸出申告事項登録」業務（E D A）が未登録の場合」による。

10. 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（E A A）が未登録の場合

輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。

11. 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務（E A A）が登録済みで、「輸出許可内容変更申請」業務（E A C）が未登録の場合

- (1) 輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 「輸出許可内容変更申請入力控」がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。
この場合は、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム復旧後、税関へ連絡した上で、「輸出許可内容変更申請」業務（E A C）を実施するとともに、NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書又は輸出許可内容変更申請控を税関へ提出する。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「輸出許可内容変更申請」業務（E A C）を行って差し支えないが、書類審査扱いに選定された場合は、この節の後記13.「輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

12. 「輸出許可内容変更申請」業務（E A C）が登録済みで、輸出許可内容変更申請控が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。この場合、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム復旧後、NACCSから配信された輸出許可内容変更申請控を税関へ提出する。

13. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船

名・数量等変更申請書」(税関様式C第5200号)に代えて提出することができる。この場合は、入力控2通(原本用、承認書用)に通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸出者印)を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

- (3) システム復旧後、申請者は、NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書を税関へ提出する。

14. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合(書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合)

NACCSから配信された輸出許可内容変更申請控2通(原本用、承認書用)に通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸出者印)を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

15. 輸出許可内容変更通知書が未配信の場合(書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合)

- (1) NACCSから配信された輸出許可内容変更申請控2通(原本用、承認書用)に通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸出者印)を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、申請者は、NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書を税関へ提出する。

第6節 輸出マニフェスト申告関係

1. システム障害発生中の提出書類

システム障害発生中のマニフェスト等による輸出申告手続については、「航空貨物簡易輸出申告書(運送兼用)」(税関様式C第5210号)によるほか、NACCSから配信された輸出マニフェスト通関申告控(以下この節において「申告控」という。)に通関業者印及び通関士印を押印の上、税関へ提出することとして差し支えない。

なお、システム障害発生中に書面による税関手続を行った場合は、NACCSでの後処理登録は要しない。

2. 「輸出マニフェスト通関申告」業務(MEC)が未登録の場合

- (1) 輸出マニフェスト通関申告については、「航空貨物簡易輸出申告書(運送申告書)」(税関様式C第5210号)により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「輸出マニフェスト通関申告」業務(MEC)で輸入マニフェスト通関申告を行って差し支えないが、書類審査扱い又は検査扱いとなった場合は、こ

の節の後記3.「「輸出マニフェスト通関申告」業務（ME C）が登録済みで、輸出許可通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」による。

3. 「輸出マニフェスト通関申告」業務（ME C）が登録済みで、輸出許可通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) N A C C Sから配信された申告控2通（原本、許可書用）に通関業者印及びおび通関士印を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。

4. 輸出許可通知書が未配信の場合（簡易審査扱いの申告に係る輸出許可通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合を含む。）（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) 「航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）」（税関様式C第5210号）により行う。N A C C Sから申告控が配信されている場合は、当該申告控2通（原本、許可書用）に通関業者印及び通関士印を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、輸出許可通知書（輸出マニフェスト通関申告）が配信された場合は、速やかに税関へ提出して、輸出許可通知書（輸出マニフェスト通関申告）情報の削除を依頼する。

5. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合

- (1) 「航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）」（税関様式C第5210号）により行う。
- (2) システム復旧後、申告が自動起動し簡易審査扱いとなった場合は、N A C C Sから配信された輸出許可通知書（輸出マニフェスト通関申告）を速やかに税関へ提出して、輸出許可通知書（輸出マニフェスト通関申告）情報の削除を依頼する。

6. 輸出マニフェスト通関申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合

- (1) 変更前申告官署の申告撤回については、「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）により行う。
- (2) 変更後申告官署への輸出等申告については、前記2.「「輸出マニフェスト通関申告」業務（ME C）が未登録の場合」による。

7. 輸出マニフェスト通関申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）」業務（ME Y）が未登録の場合

- (1) 変更後申告官署への輸出等申告については、前記2.「「輸出マニフェスト通関申告」業

務（ME C）が未登録の場合」による。

(2) システム復旧後、変更前申告官署に対して官署変更から申告撤回への変更を依頼する。

8. 「輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）」業務（ME Y）が登録済みで、「輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）」業務（ME Y）が未登録の場合

変更後申告官署への輸出等申告については、前記2. 「「輸出マニフェスト通関申告」業務（ME C）が未登録の場合」による。

9. 「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請」業務（MA F）が未登録の場合

輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。

10. 「輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請」業務（MA F）が登録済みで、輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控が未配信の場合（書類審査扱い）

(1) 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。

(2) システム復旧後、NACCSから配信された輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控を税関へ提出する。

11. 輸出許可内容変更通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合（簡易審査扱い）

(1) 輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。

(2) システム復旧後、NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書（輸出マニフェスト通関申告）を税関へ提出する。

12. 輸出許可内容変更通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

NACCSから配信された輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

13. 輸出許可内容変更通知書（輸出マニフェスト通関申告）が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

(1) NACCSから配信された輸出マニフェスト通関許可内容変更申請控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

- (2) システム復旧後、NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書（輸出マニフェスト通関申告）を税関へ提出する。

第7節 別送品輸出申告関係

1. システム障害発生中の提出書類

システム障害発生中の申告書等については、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）によるほか、NACCSから配信された別送品輸出申告入力控（以下この節において「入力控」という。）又は別送品輸出申告控（以下この節において「申告控」という。）に通関業者印及び通関士印を押印の上、税関へ提出することとして差し支えない。

なお、システム障害発生中に書面による手続を行った場合は、NACCSでの後処理登録は要しない。

2. 「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が未登録の場合

- (1) 別送品輸出申告については、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）により行う。
- (2) 税関システムの障害発生中は、「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）で事項登録を行い、「別送品輸出申告」業務（UEC）で別送品輸出申告を行って差し支えないが、申告後の手続きは、この節の後記4.「「別送品輸出申告」業務（UEC）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

3. 「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）が登録済みで、「別送品輸出申告」業務（UEC）が未登録の場合

- (1) 別送品輸出申告については、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）により行う。
- (2) 入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（税関様式C第5340号）に代えて提出することができる。この場合は、入力控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された入力控により行う。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「別送品輸出申告」業務（UEC）を行って差し支えないが、申告後の手続きは、この節の後記4.「「別送品輸出申告」業務（UEC）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

4. 「別送品輸出申告」業務（U E C）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）

- (1) N A C C Sから配信された申告控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) 税関システムの障害発生中は、「別送品輸出申告」業務（U E C）を行って差し支えないが、申告後の手続きは、前記(1)及び(2)による。

5. 別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) N A C C Sから配信された申告控1通（許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後、申告者は、N A C C Sから配信された別送品輸出許可通知書を速やかに税関へ提出する。

6. 搬入時・開庁時申告自動起動の旨が登録済みの場合

- (1) N A C C Sから配信された申告控2通（原本用、許可書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) 保税地域からの搬出手続については、許可印が押印された申告控により行う。
- (3) システム復旧後に当該申告が自動起動しなかった場合で、書面による許可を受けた場合は、速やかに「別送品輸出申告事項呼出し」業務（U E B）を利用して、別送品輸出申告事項を再度登録する。（別送品輸出申告事項を再度登録することにより、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動は解除される。）
- (4) 税関システムの障害発生中は、搬入時申告自動起動又は開庁時申告自動起動での輸出申告を行うこととして差し支えない。ただし、申告後の手続きは、この節の前記4.「「別送品輸出申告」業務（U E C）が登録済みで、別送品輸出許可通知書が未配信の場合（税関での審査終了が未登録の場合）」(1)及び(2)による。

7. 別送品輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が未登録の場合

- (1) 変更前申告官署の申告撤回については、「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）により行う。
- (2) 変更後の申告官署への輸出等申告については、前記2.「「別送品輸出申告事項登録」業務（U E A）が未登録の場合」による。

8. 別送品輸出申告官署変更において税関による申告官署の変更の旨が登録済みで、「別送品輸出

申告変更（官署変更）」業務（UEY）が未登録の場合

- (1) 変更後申告官署への輸出等申告については、前記2. 「「輸出申告事項登録」業務（UEA）が未登録の場合」による。
- (2) システム復旧後、変更前申告官署に対して官署変更から申告撤回への変更を依頼する。

9. 「別送品輸出申告変更（官署変更）」業務（UEY）が登録済みで、「別送品輸出申告事項登録」業務（EDA）が未登録の場合

変更後申告官署への輸出等申告については、前記2. 「「別送品輸出申告事項登録」業務（UEA）」による。

10. 「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（UAA）が未登録の場合

別送品輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。

11. 「別送品輸出許可内容変更申請事項登録」業務（UAA）が登録済みで、「輸出許可内容変更申請」業務（UAC）が未登録の場合

- (1) 別送品輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 別送品輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。この場合、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム復旧後、税関へ連絡した上で、「別送品輸出許可内容変更申請」業務（UAC）を行う。NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書又は輸出許可内容変更申請控を税関へ提出する。
- (4) 税関システムの障害発生中は、「別送品輸出許可内容変更申請」業務（UAC）を行って差し支えないが、書類審査扱いに選定された場合は、この節の後記11.「別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）」による。

12. 「別送品輸出許可内容変更申請」業務（UAC）が登録済みで、別送品輸出許可内容変更申請控が未配信の場合（書類審査扱い）

- (1) 別送品輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 別送品輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。この場合、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は

輸出者印) を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

- (3) システム復旧後、申請者は、NACCSから配信された別送品輸出許可内容変更申請控を税関へ提出する。

13. 別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（簡易審査扱い）

- (1) 別送品輸出許可内容変更申請については、「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）により行う。
- (2) 別送品輸出許可内容変更申請入力控がNACCSから配信されている場合は、当該入力控を「船名・数量等変更申請書」（税関様式C第5200号）に代えて提出することができる。この場合は、入力控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (3) システム復旧後、申請者は、NACCSから配信された輸出許可内容変更通知書を税関へ提出する。

14. 別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が未登録の場合）

NACCSから配信された別送品輸出許可内容変更申請控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。

15. 別送品輸出許可内容変更通知書が未配信の場合（書類審査扱いで税関での審査終了が登録済みの場合）

- (1) 申請者は、NACCSから配信された別送品輸出許可内容変更申請控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
- (2) システム復旧後、申請者は、NACCSから配信された別送品輸出許可内容変更通知書を税関へ提出する。

第8節 他所蔵置関係

1. 「他所蔵置許可申請」業務（TZC）が未登録の場合

他所蔵置許可申請業務については、「他所蔵置許可申請書」（税関様式C第3000号）により行う。

2. 「他所蔵置許可申請」業務（TZC）が登録済みで税関での審査終了が未登録の場合

- (1) 他所蔵置許可申請業務については、「他所蔵置許可申請書」（税関様式C第3000号）により行う。
 - (2) 他所蔵置許可申請控がNACCSから配信されている場合は、当該申請控を「他所蔵置許可申請書」（税関様式C第3000号）に代えて提出することができる。この場合は、申請控2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
 - (3) システム障害発生中に他所蔵置許可された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された他所蔵置許可申請を添付する。
 - (4) システム復旧後において、他所蔵置許可された貨物について、NACCSにより通関手続を行う場合は、税関において他所蔵置許可の旨を登録した後に行う。
3. 「他所蔵置許可申請」業務（TZC）が登録済みで税関での審査終了が登録済みの場合（他所蔵置許可通知情報が未配信の場合）
- (1) NACCSから配信された他所蔵置許可申請控2通（原本用、承認書用）に通関業者印及び通関士印（自社申告の場合は輸出者印）を押印の上、必要となる関係書類を添付して税関へ提出する。
 - (2) システム復旧後、NACCSから配信された他所蔵置許可通知書を税関へ提出する。
4. 「他所蔵置許可申請」業務（TZC）が登録済みで、他所蔵置許可期間を経過した場合
- (1) システム障害発生中に他所蔵置許可期間を経過して引き続き他所蔵置の必要がある場合は、「他所蔵置許可申請書」（税関様式C第3000号）で他所蔵置許可期間の延長承認申請を行う。
 - (2) システム障害発生中に他所蔵置許可延長申請された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された他所蔵置許可延長承認申請書を添付する。
 - (2) システム復旧後において、他所蔵置許可延長承認申請された貨物について、NACCSにより通関手続を行う場合は、税関において他所蔵置許可の旨が登録された後に行う。

第9節 指定地外貨物検査許可申請関係

1. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（AEC）が未登録の場合

指定地外貨物検査許可申請業務については、「指定地外貨物検査許可申請書」（税関様式C第5390号）により行う。

2. 指定地外貨物検査許可申請控情報が未配信の場合

指定地外貨物検査許可申請業務については、「指定地外貨物検査許可申請書」（税関様式C

第5390号) により行う。

3. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（AEC）が登録済みで、指定地外貨物検査許可手数料が未納の場合

- (1) NACCSから配信された指定地外貨物検査許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、指定地外貨物検査許可手数料の収入印紙を裏面に貼付して行う。
- (2) MPN納付の場合でシステム復旧後、申請者に納付番号通知情報（手数料）が配信された場合は、当該情報を速やかに税関へ提出する。
- (3) 指定地外貨物検査許可申請が許可された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された指定地外貨物検査許可書を添付する。

4. 「指定地外貨物検査許可申請」業務（AEC）が登録済みで、指定地外貨物検査許可手数料がMPN納付済みの場合

- (1) NACCSから配信された指定地外貨物検査許可申請控情報2通（原本用、許可書用）に申請者印を押印の上、指定地外貨物検査許可手数料をMPN納付で納付した際に出力された利用明細票等を添付して税関へ提出する。
- (2) 指定地外貨物検査許可申請が許可された貨物の通関手続を行う場合は、税関より交付された指定地外貨物検査許可書を添付する。